

新株式発行並びに株式売出届出目論見書

平成30年8月



株式会社イーエムネットジャパン

1 この届出目論見書により行うブックビルディング方式による株式124,950千円（見込額）の募集及び株式517,440千円（見込額）の売出し（引受人の買取引受による売出し）並びに株式99,666千円（見込額）の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）については、当社は金融商品取引法第5条により有価証券届出書を平成30年8月17日に関東財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

したがって、募集の発行価格及び売出しの売価格等については今後訂正が行われます。

なお、その他の記載内容についても訂正されることがあります。

2 この届出目論見書は、上記の有価証券届出書に記載されている内容のうち、「第三部 特別情報」を除いた内容と同一のものであります。

新株式発行並びに株式売出届出目論見書

株式会社イーエムネットジャパン

東京都新宿区西新宿六丁目10番1号

本ページ及びこれに続く写真・図表等は、当社の概況等を要約・作成したものであります。
詳細は、本文の該当ページをご参照ください。

1 企業理念及び経営方針

企業理念

「クライアントと共に歩む企業」

ビジョン

クライアント企業へのインターネット広告に関する最新の情報と広告運用の提供
日本のデジタルマーケティング業界における専門家の育成

コーポレートスローガン

Beyond the Internet Advertising

当社は、設立以来「クライアントと共に歩む企業」という企業理念を掲げており、また「クライアント企業へのインターネット広告に関する最新の情報と広告運用の提供」と「日本のデジタルマーケティング業界における専門家の育成」という2つのビジョンを掲げております。

当社では、常にテクノロジーとナレッジを用いながら、クライアント企業のニーズに応えるべく、デジタルマーケティングにおける課題を解決し、クライアント企業の更なる利益向上を図るための戦略・運用・分析・改善サービスまで提供するインターネット広告事業を行っております。

また、当社のコーポレートスローガンであります「Beyond the Internet Advertising」のもと、インターネット広告事業以外の新たなビジネスも展開していくことで、顧客満足度の高いサービス展開を続けていきたいと考えております。

正規認定パートナー



イーエムネットジャパンはヤフー株式会社より「Yahoo! マーケティングソリューションパートナー」のゴールドに認定されています。



イーエムネットジャパンはグーグル合同会社よりGoogle Partnerプレミアバッジを取得しています。



イーエムネットジャパンはLINE株式会社より「LINE Ads Platform」のSales Partner (Basic)に認定されています。

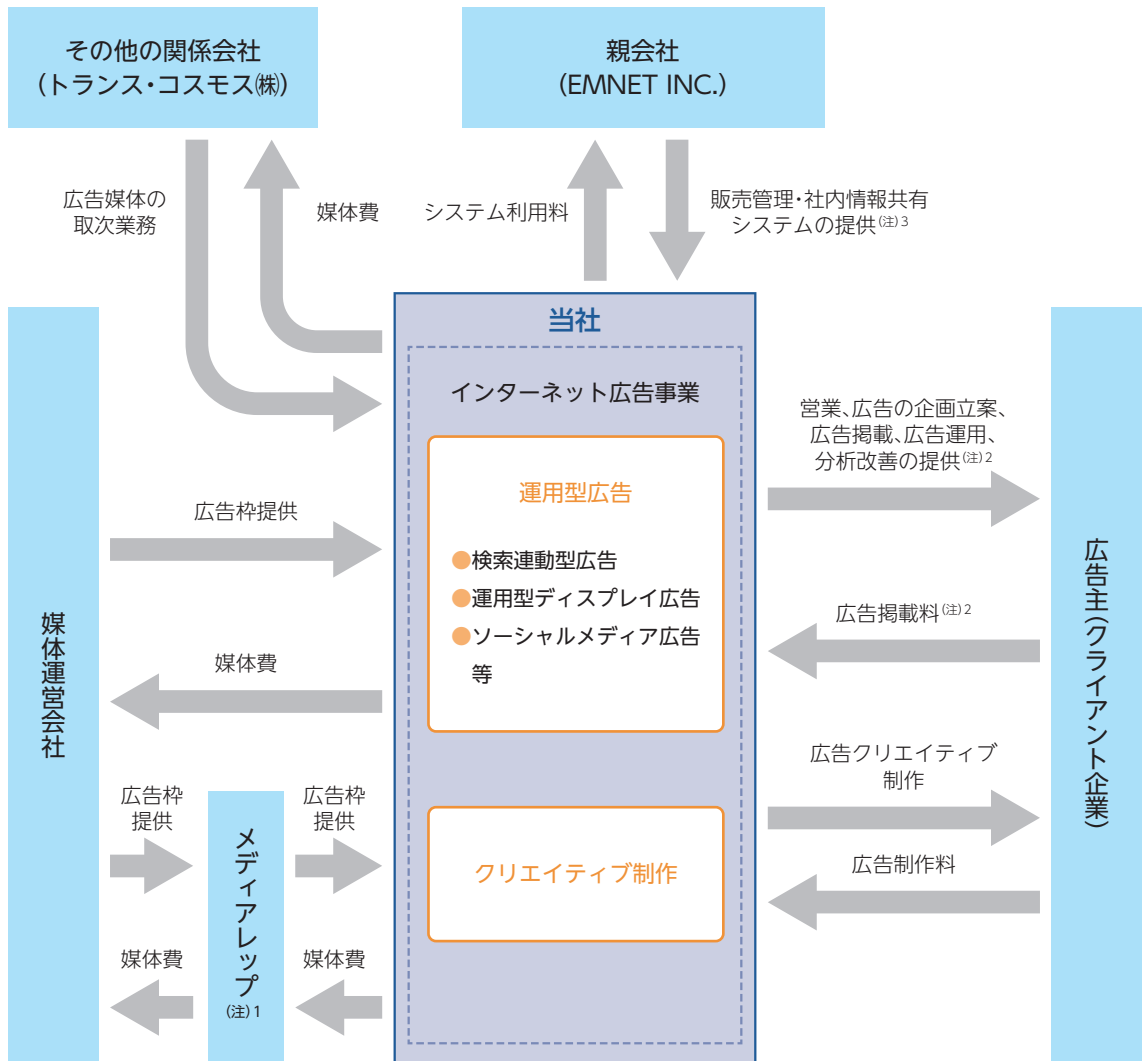


イーエムネットジャパンはTwitter Japan株式会社の認定代理店に登録されています。



イーエムネットジャパンはFacebook Inc.より「Facebook agency directory」の認定代理店に登録されています。

2 事業系統図



(注)1. メディアレップとは、インターネット広告の取引において、広告の媒体運営会社と広告代理店や広告主との仲介を行っている事業者のことで。

2. 取引の一部について、代理店を通じて取引を行っております。

3. 販売管理・社内情報共有システムについては、契約により親会社 (EMNET INC.) から当社の情報へのアクセスを制限しております。

3 事業の内容

当社は、クライアント企業のニーズに応えるべく、デジタルマーケティングにおける課題を解決し、更なる利益向上を図るための戦略・運用・分析・改善サービスまで提供するインターネット広告事業を行っております。

当社は、インターネット広告事業の単一セグメントであり、セグメントごとの記載はしていませんが、インターネット広告事業の概要と、当社が主に取り扱う広告とサービスの特徴については以下の通りです。

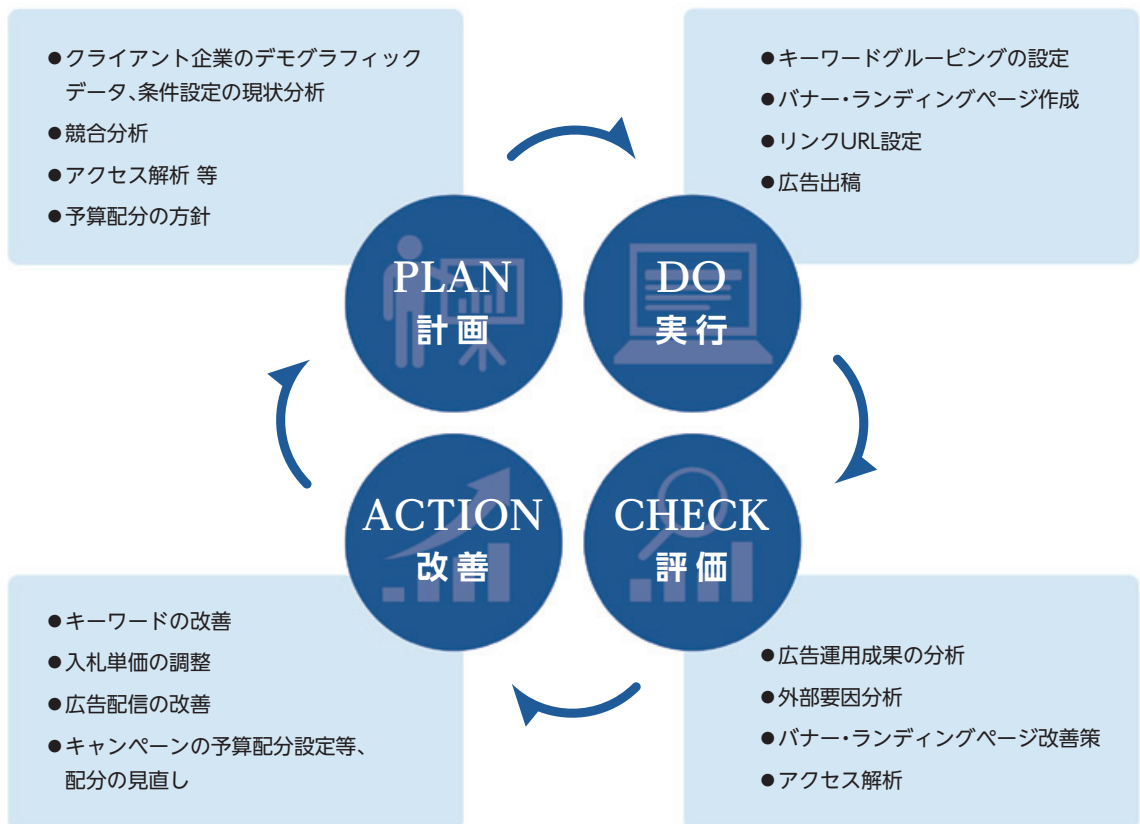
○ インターネット広告事業

(事業概要及びサービスの特徴)

デジタルチャネルの多様化、競争の激化に伴い、現在の主力サービスである検索連動型広告、運用型ディスプレイ広告の他、ソーシャルメディア広告、動画広告、アフィリエイト広告^(※3)、アドネットワーク広告^(※4)、DSP^(※5)、DMP^(※6)、スマートフォン向け広告、ネイティブ広告^(※7)、アプリ広告^(※8)、純広告^(※9)等サービスを拡げております。

当社は、一人の担当者がクライアント企業に対して営業、広告の企画提案・運用・分析・改善までをワンストップで行う専任制を敷いており、インターネット広告に関するコンサルタントとして総合的かつ専門的な見地からサービスを提供しています。

また、当社は、これまで運用型広告を軸に置いたサービス提供をしてきた背景から、広告効果を最大限に高めるための効率的なPDCAサイクル(Plan-Do-Check-Action)^(※10)の運用やアクセス解析^(※11)を得意としております。さらに、クライアント企業のユーザーとなるペルソナ^(※12)の構築から、行動仮説を立て、最適な媒体の選定・配信方法を提供すること、常に最新の情報を把握し、タイムリーな広告施策を実行すること、これらを徹底することでクライアント企業の最適なマーケティング活動を支援しております。



(広告効果を最大限に高めるための効率的なPDCAサイクル)

(1) 運用型広告

① 検索連動型広告(リスティング広告)

検索連動型広告(リスティング広告)とは、ヤフー株式会社やGoogle,Inc.等が提供する検索エンジンの検索結果に表示される広告であり、検索キーワードと連動し、検索結果ページに関連する内容の広告が表示される運用型の広告^(※13)で、ニーズ顕在層に向けてアプローチが可能な広告であります。

キーワード単位で広告出稿ができ、ユーザーが広告をクリックすることで企業側に料金が発生するクリック課金システムのため、検索結果を表示させるだけでは広告費が発生しない点が特長であります。

当社では、ユーザーが検索を行う際の環境、意図、興味・関心を把握したうえで、配信するデバイスの選定、配信するタイミングの選定、広告を出すキーワードの選定、入札単価の調整、マッチした広告文の作成等を最適に行えるように支援しております。



(検索連動型広告のイメージ(赤枠内))

② 運用型ディスプレイ広告

運用型ディスプレイ広告は、ユーザーの性別、年齢、住所、職業といったデモグラフィックデータや、興味・関心などの条件を設定することで、当該ユーザーの閲覧するポータルサイトやブログ等の広告エリアに広告を表示するもので、検索連動型広告ではアプローチができないユーザーへ接触が可能な、多くの見込層、潜在層に向けたアプローチが可能な広告であります。

当社では、ペルソナを構築し、ペルソナに応じたピンポイントな広告運用サービスの提供を得意としております。さらに、検索連動型広告と併用する事により、効果的かつ効率的な広告出稿が可能となる広告運用を提供しております。クライアント企業の目先の売上げだけでなく、長期的な利益につながるような広告運用サービスを提供することを目指しております。



(運用型ディスプレイ広告のイメージ(赤枠内))

③ソーシャルメディア広告

ソーシャルメディア広告とは、Facebook、Instagram、Twitterを筆頭としたソーシャルメディアに表示される広告であり、運用型ディスプレイ広告のようにデモグラフィックデータや、興味・関心などの条件設定や各ソーシャルメディアの特長に応じたターゲティング設定を行うことでタイムライン上に表示させることが可能な広告であります。多くの見込層、潜在層に向けたアプローチができる他、ターゲットユーザーの周辺ユーザーへ派生効果を図ることも可能です。

当社では、これまでの各ソーシャルメディアの特長を活かした運用実績からクライアント企業に最適なメディアの選定と、ペルソナを活用したピンポイントなコンテンツの提供を可能としております。



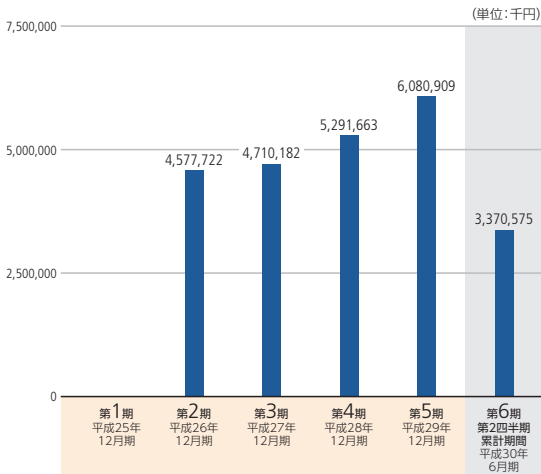
(ソーシャルメディア広告のイメージ(赤枠内))

(2) クリエイティブ制作

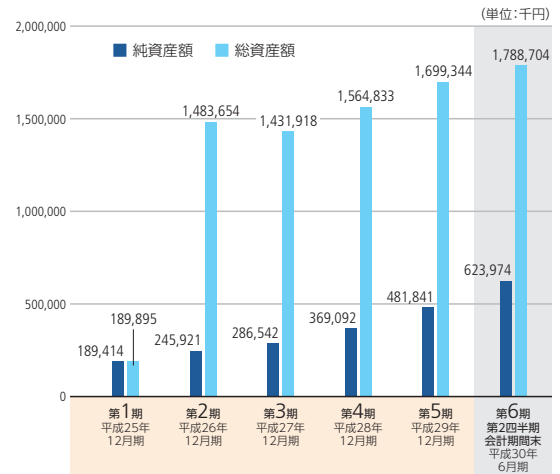
当社はこれまで扱ってきた多くのクライアント企業のECサイトに対する広告運用の実績からノウハウを得ており、広告効果を更に高めるためのランディングページ、クリエイティブ制作を受注して自社にて行っております。制作物のリリース後、ユーザーの行動分析を行い、細かな改善を加えていくことで広告効果の最大化を目指しております。

(※の用語につきましては、本書「第二部 企業情報 第1 企業の概況 3 事業の内容」の(用語集)をご参照ください。)

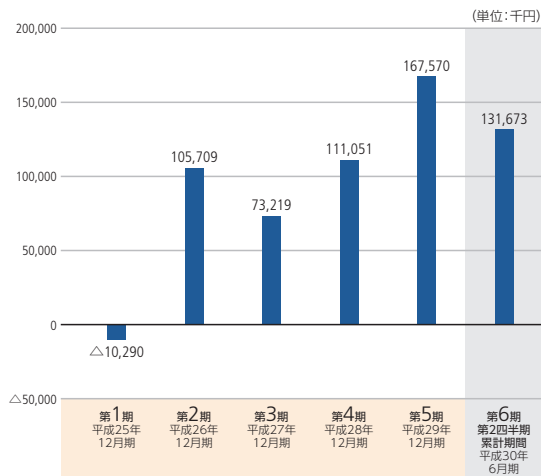
売上高



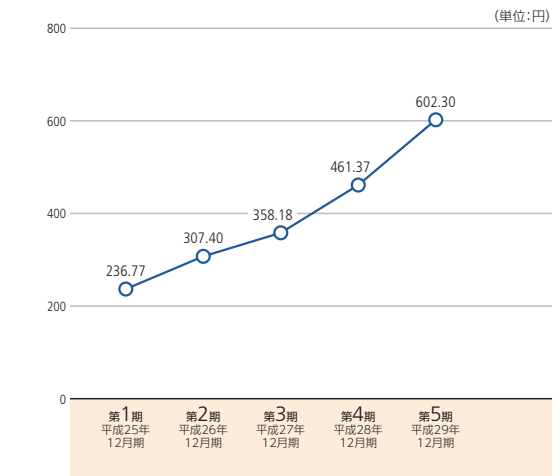
純資産額／総資産額



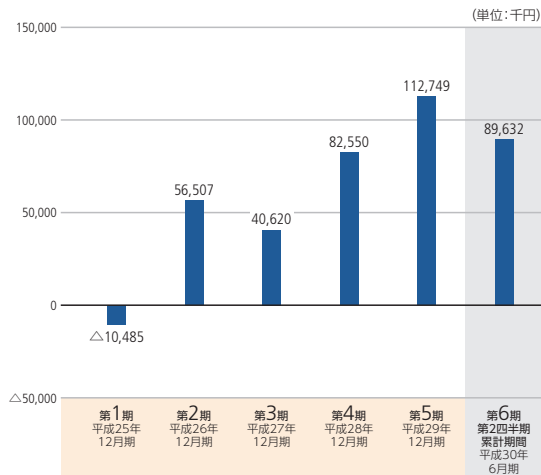
経常利益又は経常損失(△)



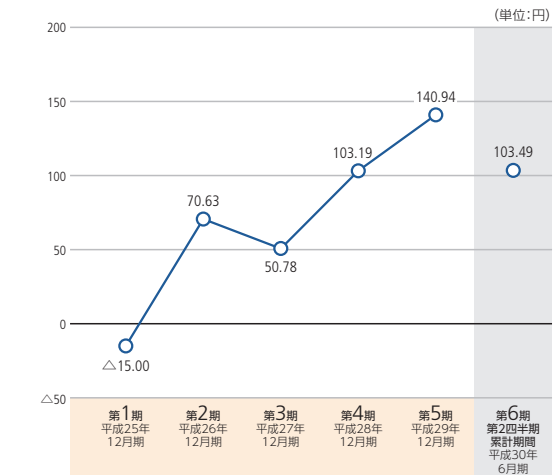
1株当たり純資産額



当期(四半期)純利益又は当期純損失(△)



1株当たり当期(四半期)純利益金額又は1株当たり当期純損失金額(△)



- (注) 1. 当社は平成25年4月22日設立のため、第1期は平成25年4月22日から平成25年12月31日までの8ヶ月と9日間であります。
 2. 当社は、平成25年4月22日に設立され、平成26年1月にEMNET INC.の日本支社より事業譲渡を受け事業を開始いたしました。そのため、第1期は、事業開始前であり、売上高は計上しておらず経常損失、当期純損失を計上しております。
 3. 当社は、平成30年6月4日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行っておりますので、第1期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の数値を記載しております。

目次

頁

表紙

第一部 証券情報	1
第1 募集要項	1
1. 新規発行株式	1
2. 募集の方法	2
3. 募集の条件	3
4. 株式の引受け	4
5. 新規発行による手取金の使途	5
第2 売出要項	6
1. 売出株式（引受人の買取引受による売出し）	6
2. 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）	7
3. 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）	8
4. 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）	9
募集又は売出しに関する特別記載事項	10
第二部 企業情報	11
第1 企業の概況	11
1. 主要な経営指標等の推移	11
2. 沿革	13
3. 事業の内容	14
4. 関係会社の状況	17
5. 従業員の状況	17
第2 事業の状況	18
1. 業績等の概要	18
2. 生産、受注及び販売の状況	20
3. 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	20
4. 事業等のリスク	22
5. 経営上の重要な契約等	26
6. 研究開発活動	26
7. 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	27
第3 設備の状況	30
1. 設備投資等の概要	30
2. 主要な設備の状況	30
3. 設備の新設、除却等の計画	30
第4 提出会社の状況	31
1. 株式等の状況	31
2. 自己株式の取得等の状況	35
3. 配当政策	35
4. 株価の推移	35
5. 役員の状況	36
6. コーポレート・ガバナンスの状況等	38

第5	経理の状況	43
1.	財務諸表等	44
(1)	財務諸表	44
(2)	主な資産及び負債の内容	76
(3)	その他	77
第6	提出会社の株式事務の概要	78
第7	提出会社の参考情報	79
1.	提出会社の親会社等の情報	79
2.	その他の参考情報	79
第四部	株式公開情報	80
第1	特別利害関係者等の株式等の移動状況	80
第2	第三者割当等の概況	80
1.	第三者割当等による株式等の発行の内容	80
2.	取得者の概況	81
3.	取得者の株式等の移動状況	82
第3	株主の状況	83
	[監査報告書]	85

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年8月17日
【会社名】	株式会社イーエムネットジャパン
【英訳名】	eMnet Japan. co. ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 山本 臣一郎 (戸籍上の氏名：安中 臣一郎)
【本店の所在の場所】	東京都新宿区西新宿六丁目10番1号
【電話番号】	03-6279-4111 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役CFO兼管理統括部部长 村井 仁
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区西新宿六丁目10番1号
【電話番号】	03-6279-4111 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役CFO兼管理統括部部长 村井 仁
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集（売出）金額】	募集金額 ブックビルディング方式による募集 124,950,000円 売出金額 (引受人の買取引受による売出し) ブックビルディング方式による売出し 517,440,000円 (オーバーアロットメントによる売出し) ブックビルディング方式による売出し 99,666,000円 (注) 募集金額は、有価証券届出書提出時における見込額（会社法上の払込金額の総額）であり、売出金額は、有価証券届出書提出時における見込額であります。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数（株）	内容
普通株式	50,000（注）2	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。

- （注）
1. 平成30年8月17日開催の取締役会決議によっております。
 2. 発行数については、平成30年8月31日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。
 3. 当社は、みずほ証券株式会社に対し、上記発行株式数のうち、取得金額15,000千円に相当する株式数を上限として、福利厚生を目的に、当社従業員持株会（名称：イーエムネットジャパン従業員持株会）を当社が指定する販売先（親引け先）として要請する予定であります。なお、親引けは、日本証券業協会の定める「株式等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」に従い、発行者が指定する販売先への売付け（販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。）であります。
 4. 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【募集の方法】

平成30年9月11日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下「第1 募集要項」において「引受人」という。）は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格）で募集（以下「本募集」という。）を行います。引受価額は平成30年8月31日開催予定の取締役会において決定される会社法上の払込金額以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条に規定するブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。）により決定する価格で行います。

区分	発行数（株）	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
入札方式のうち入札による募集	—	—	—
入札方式のうち入札によらない募集	—	—	—
ブックビルディング方式	50,000	124,950,000	67,620,000
計（総発行株式）	50,000	124,950,000	67,620,000

- (注) 1. 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。
2. 上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。
4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であり、平成30年8月17日開催の取締役会決議に基づき、平成30年9月11日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額（見込額）の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額であります。
5. 有価証券届出書提出時における想定発行価格（2,940円）で算出した場合、本募集における発行価格の総額（見込額）は147,000,000円となります。
6. 本募集並びに「第2 売出要項 1 売出株式（引受人の買取引受けによる売出し）」及び「2 売出しの条件（引受人の買取引受けによる売出し）」における「引受人の買取引受けによる売出し」にあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項 3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。
7. 本募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

3【募集の条件】

(1)【入札方式】

①【入札による募集】

該当事項はありません。

②【入札によらない募集】

該当事項はありません。

(2)【ブックビルディング方式】

発行価格 (円)	引受価額 (円)	払込金額 (円)	資本組入 額 (円)	申込株数 単位 (株)	申込期間	申込証拠 金 (円)	払込期日
未定 (注) 1	未定 (注) 1	未定 (注) 2	未定 (注) 3	100	自 平成30年9月12日(水) 至 平成30年9月18日(火)	未定 (注) 4	平成30年9月20日(木)

(注) 1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

発行価格は、平成30年8月31日に仮条件を決定し、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、平成30年9月11日に引受価額と同時に決定する予定であります。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。

需要の申込みの受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2. 払込金額は、会社法上の払込金額であり、平成30年8月31日開催予定の取締役会において決定される予定であります。また、「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額及び平成30年9月11日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3. 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金であります。なお、平成30年8月17日開催の取締役会において、増加する資本金の額は、平成30年9月11日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする、及び増加する資本準備金の額は資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする旨、決議しております。

4. 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

5. 株式受渡期日は、平成30年9月21日(金) (以下「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、本募集に係る株券は、発行されません。

6. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。

7. 申込み在先立ち、平成30年9月4日から平成30年9月10日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更または撤回することが可能であります。

販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については各社の店頭における表示またはホームページにおける表示等をご確認下さい。

8. 引受価額が会社法上の払込金額を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

①【申込取扱場所】

後記「4 株式の引受け」欄記載の引受人の本店並びに全国各支店及び営業所で申込みの取扱いをいたします。

②【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社みずほ銀行 渋谷中央支店	東京都渋谷区宇田川町23番3号

(注) 上記の払込取扱場所での申込みの取扱いはありません。

4【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	未定	1. 買取引受けによります。 2. 引受人は新株式払込金として、平成30年9月20日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号		
エイチ・エス証券株式会社	東京都新宿区西新宿六丁目8番1号		
いちよし証券株式会社	東京都中央区八丁堀二丁目14番1号		
岩井コスモ証券株式会社	大阪府大阪市中央区今橋一丁目8番12号		
東洋証券株式会社	東京都中央区八丁堀四丁目7番1号		
マネックス証券株式会社	東京都港区赤坂一丁目12番32号		
エース証券株式会社	大阪府大阪市中央区本町二丁目6番11号		
東海東京証券株式会社	愛知県名古屋市中村区名駅四丁目7番1号		
丸三証券株式会社	東京都千代田区麴町三丁目3番6		
あかつき証券株式会社	東京都中央区日本橋小舟町8番1号		
計	—		

- (注) 1. 平成30年8月31日開催予定の取締役会において各引受人の引受株式数が決定される予定であります。
 2. 上記引受人と発行価格決定日(平成30年9月11日)に元引受契約を締結する予定であります。
 3. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額 (円)	発行諸費用の概算額 (円)	差引手取概算額 (円)
135,240,000	5,000,000	130,240,000

- (注) 1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格 (2,940円) を基礎として算出した見込額であります。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税 (以下「消費税等」という。) は含まれておりません。
3. 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

(2) 【手取金の使途】

上記の手取概算額130,240千円については、全額運転資金に充当する予定であります。

具体的には、人材採用費、当社の認知度向上のための広告宣伝費、人員増に伴う人件費、教育研修費に充当し、残額を平成33年12月期以降の人材採用費、認知度向上のための広告宣伝費、人員増に伴う人件費、教育研修費などに充当いたします。

なお、手取金の充当予定時期は以下のとおりであり、具体的な充当時期までは、安全性の高い金融商品等で運用する方針であります。

平成30年12月期 (合計: 15,000千円)

内訳 人材採用費7,000千円、広告宣伝費2,000千円、人件費4,000千円、教育研修費2,000千円

平成31年12月期 (合計: 53,000千円)

内訳 人材採用費16,000千円、広告宣伝費10,000千円、人件費23,000千円、教育研修費4,000千円

平成32年12月期 (合計: 53,000千円)

内訳 人材採用費16,000千円、広告宣伝費12,000千円、人件費21,000千円、教育研修費4,000千円

平成33年12月期以降の合計9,240千円は、人材採用費、認知度向上のための広告宣伝費、人員増に伴う人件費、教育研修費などに充当いたします。

第2【売出要項】

1【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

平成30年9月11日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）（2）ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者（以下「第2 売出要項」において「引受人」という。）は、下記売出人から買取引受を行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格、発行価格と同一の価格）で売出し（以下「引受人の買取引受による売出し」という。）を行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数（株）		売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
—	入札方式のうち入札による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち入札によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング方式	176,000	517,440,000	大韓民国ソウル特別市九老区九老洞182-4 EMNET INC. 176,000株
計(総売出株式)	—	176,000	517,440,000	—

- (注) 1. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
2. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。
3. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（2,940円）で算出した見込額であります。
4. 売出数等については今後変更される可能性があります。
5. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)4に記載した振替機関と同一であります。
6. 本募集並びに引受人の買取引受による売出しにあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。
7. 引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

2 【売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）】

(1) 【入札方式】

① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	引受価額 (円)	申込期間	申込株数 単位 (株)	申込証拠 金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は 名称	元引受契 約の内容
未定 (注) 1 (注) 2	未定 (注) 2	自 平成30年 9月12日(水) 至 平成30年 9月18日(火)	100	未定 (注) 2	引受人の本店並 びに全国各支店 及び営業所	東京都千代田区大手町一丁 目5番1号 みずほ証券株式会社	未定 (注) 3

(注) 1. 売出価格の決定方法は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 1と同様であります。

2. 売出価格及び申込証拠金は、本募集における発行価格及び申込証拠金とそれぞれ同一となります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。

引受人の買取引受による売出しにおける引受価額は、本募集における引受価額と同一となります。

3. 引受人の引受価額による買取引受によることとし、その他元引受契約の内容、売出しに必要な条件は、売出価格決定日（平成30年9月11日）に決定する予定であります。

なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。

4. 上記引受人と売出価格決定日に元引受契約を締結する予定であります。

5. 株式受渡期日は、上場（売買開始）日の予定であります。引受人の買取引受による売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。なお、引受人の買取引受による売出しに係る株券は、発行されません。

6. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。

7. 上記引受人の販売方針は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 7に記載した販売方針と同様であります。

3 【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

種類	売出数（株）		売出価額の総額 （円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名 又は名称
—	入札方式のうち入札 による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち入札 によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング 方式	33,900	99,666,000	東京都千代田区大手町一丁目5番1号 みずほ証券株式会社 33,900株
計(総売出株式)	—	33,900	99,666,000	—

- (注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、みずほ証券株式会社が行う売出しであります。したがってオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。
2. オーバーアロットメントによる売出しに関連して、みずほ証券株式会社は、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。
なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. グリーンシュエーションとシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
3. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
4. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
5. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（2,940円）で算出した見込額であります。
6. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）4に記載した振替機関と同一であります。

4 【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

(1) 【入札方式】

① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	申込期間	申込株数単位 (株)	申込証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び 氏名又は名称	元引受契約の内容
未定 (注) 1	自 平成30年 9月12日(水) 至 平成30年 9月18日(火)	100	未定 (注) 1	みずほ証券株 式会社の本店 並びに全国各 支店及び営業 所	—	—

- (注) 1. 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一とし、売出価格決定日に決定する予定であります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
2. 株式受渡期日は、引受人の買取引受による売出しにおける株式受渡期日と同じ上場（売買開始）日の予定であります。オーバーアロットメントによる売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。なお、オーバーアロットメントによる売出しに係る株券は、発行されません。
3. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。
4. みずほ証券株式会社の販売方針は、「第2 売出要項 2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し） (2) ブックビルディング方式」の（注）7に記載した販売方針と同様であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1. 東京証券取引所マザーズへの上場について

当社は、「第1 募集要項」における新規発行株式及び「第2 売出要項」における売出株式を含む当社普通株式について、みずほ証券株式会社を主幹事会社として、東京証券取引所マザーズへの上場を予定しております。

2. グリーンシュエアオプションとシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主であるEMNET INC.（以下「貸株人」という。）より借入れる株式であります。これに関連して、主幹事会社は、33,900株を上限として貸株人より追加的に当社株式を取得する権利（以下「グリーンシュエアオプション」という。）を、平成30年10月18日を行使期限として貸株人より付与される予定であります。

また、主幹事会社は、平成30年9月21日から平成30年10月18日までの間、貸株人から借入れる株式の返還を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。

主幹事会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式については、貸株人から借入れている株式の返還に充当し、当該株式数については、グリーンシュエアオプションを行使しない予定であります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

3. ロックアップについて

本募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人かつ貸株人であるEMNET INC. は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後180日目の平成31年3月19日までの期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却（ただし、引受人の買取引受による売出し、オーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと、グリーンシュエアオプションの対象となる当社普通株式を主幹事会社が取得すること等を除く。）等を行わない旨合意しております。

また、当社は主幹事会社に対し、ロックアップ期間中は主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社普通株式に転換若しくは交換される有価証券の発行または当社普通株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行（ただし、本募集、株式分割及びストックオプションとしての新株予約権の発行等を除く。）等を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

上記のほか、当社は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、割当を受けた者との間に継続所有等の確約を行っております。その内容については、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」をご参照下さい。

第二部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

提出会社の状況

回次	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期
決算年月	平成25年12月	平成26年12月	平成27年12月	平成28年12月	平成29年12月
売上高 (千円)	—	4,577,722	4,710,182	5,291,663	6,080,909
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	△10,290	105,709	73,219	111,051	167,570
当期純利益又は当期純損失 (△) (千円)	△10,485	56,507	40,620	82,550	112,749
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—	—	—
資本金 (千円)	199,900	199,900	199,900	199,900	199,900
発行済株式総数 (株)	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000
純資産額 (千円)	189,414	245,921	286,542	369,092	481,841
総資産額 (千円)	189,895	1,483,654	1,431,918	1,564,833	1,699,344
1株当たり純資産額 (円)	47,353.51	61,480.33	71,635.51	461.37	602.30
1株当たり配当額 (円)	—	—	—	—	—
(うち1株当たり中間配当額)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額 (△) (円)	△2,999.26	14,126.82	10,155.17	103.19	140.94
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	99.7	16.6	20.0	23.6	28.4
自己資本利益率 (%)	—	26.0	15.3	25.2	26.5
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	194,470	△9,113
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	△4,228	△7,030
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	△100,734	△42,458
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	—	—	—	477,452	418,850
従業員数 (人)	—	63	68	65	80
(外、平均臨時雇用者数)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)

(注) 1. 当社は平成25年4月22日設立のため、第1期は平成25年4月22日から平成25年12月31日までの8ヶ月と9日間であります。

2. 当社は、平成25年4月22日に設立され、平成26年1月にEMNET INC.の日本支社より事業譲渡を受け事業を開始いたしました。そのため、第1期は、事業開始前にあり、売上高は計上しておらず、経常損失、当期純損失を計上しております。

3. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

4. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

5. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、第1期、第2期、第3期及び第4期については潜在株式が存在しないため、また第1期は当期純損失のため記載しておりません。第5期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が算定できないため記載しておりません。
6. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。
7. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当実績がないため記載しておりません。
8. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社を有していないため記載しておりません。
9. 主要な経営指標等のうち、第1期、第2期及び第3期については「会社計算規則」（平成18年法務省令第13号）の規定に基づき算出した各数値を記載しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査を受けておりません。
10. 第4期及び第5期の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、PwCあらた有限責任監査法人により監査を受けております。
11. 第1期、第2期及び第3期は、キャッシュ・フロー計算書を作成していないため、キャッシュ・フローに係る各項目については記載しておりません。
12. 第1期の自己資本利益率については、当期純損失のため記載しておりません。
13. 当社は平成29年12月13日開催の臨時株主総会決議により、平成30年1月11日付で有償第三者割当増資を実施いたしました。また、平成30年5月16日開催の取締役会決議に基づき、平成30年6月4日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。これらの結果、本書提出日現在における発行済株式総数は870,000株となっております。
14. 従業員数は、契約社員を含む就業人員数であります。平均臨時雇用者数は、従業員数の100分の10に満たないため記載を省略しております。
15. 当社は、平成30年6月4日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行いました。第4期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しています。
16. 当社は、平成30年6月4日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行っております。そこで、東京証券取引所自主規制法人（現 日本取引所自主規制法人）の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）』の作成上の留意点について」（平成24年8月21日付東証上審第133号）に基づき、第1期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。
 なお、第1期、第2期及び第3期の数値（1株当たり配当額についてはすべての数値）については、PwCあらた有限責任監査法人の監査を受けておりません。

	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期
	平成25年12月	平成26年12月	平成27年12月	平成28年12月	平成29年12月
1株当たり純資産額 (円)	236.77	307.40	358.18	461.37	602.30
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額 (円) (△)	△15.00	70.63	50.78	103.19	140.94
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)

2 【沿革】

当社は、親会社であるEMNET INC. がインターネット広告事業の日本展開を行うため、平成19年に日本支社を設立したことにより事業を開始致しました。その後、日本でのさらなる事業拡大を企図し、より機動性、独立性の高い事業展開を実現するため、平成25年4月22日にEMNET INC. の100%出資により日本法人として設立されました。

(設立時の概要)

- イ 商号・・・株式会社イーエムネットジャパン
- ロ 資本金・・・199,900千円
- ハ 事業目的・・・インターネット広告事業
- ニ 株主・・・EMNET INC. 4,000株

設立以後の沿革は、次のとおりであります。

年月	概要
平成25年4月	東京都新宿区に株式会社イーエムネットジャパン設立
平成26年1月	EMNET INC. の日本支社より事業譲渡を受け、株式会社イーエムネットジャパンとして事業を開始 (注) 1
平成26年1月	日本支社よりGoogle Inc. の『Google AdWords 広告』の正規代理店登録を継承
平成27年10月	ヤフー株式会社のYahoo!認定代理店に登録
平成28年7月	グーグル合同会社のAdWords認定パートナーとして、『Google Partner プレミアバッジ (注) 2』を取得
平成28年10月	ヤフー株式会社より『Yahoo!マーケティングソリューション正規代理店 (注) 3』として三つ星を認定される
平成29年4月	インターネット広告業界への人材供給を目的として、労働者派遣事業の許可を取得
平成29年4月	ヤフー株式会社より『Yahoo!マーケティングソリューションパートナー (注) 4』のゴールドに認定される
平成29年6月	Twitter Japan株式会社の認定代理店に登録
平成29年7月	Facebook, Inc. の『Facebook agency directory』の認定代理店に登録
平成29年10月	L I N E株式会社より『Marketing Partner Program (注) 5』のSales Partner(Basic)に認定される

- (注) 1. EMNET INC. は、本書提出日現在において当社発行済株式総数の91.95%を保有する当社の親会社であります。当社と親会社との関係につきましては、「第2 事業の状況 4 事業等のリスク」をご参照ください。
2. 『Google Partner プレミアバッジ』は、『Google Partner バッジ』と『Google Partner プレミアバッジ』の2つのレベルに分かれているGoogle Partner バッジの中でも、高度な専門知識を持ち、顧客満足度の高い広告運用によって業績を上げる代理店のみ認定付与されます。また、Googleが12ヶ月ごとに行う認定試験に合格しなければならないため、Googleのツールや最新情報を常に把握することが求められております。
3. 『Yahoo!マーケティングソリューション正規代理店』とは、ヤフー株式会社が認定する正規代理店であり、ヤフー株式会社が条件を満たす正規代理店に対して星(スター)を付与しており、星(スター)の数は一つ星から五つ星までであります。
4. 『Yahoo!マーケティングソリューションパートナー』とは、(注)3の『Yahoo!マーケティングソリューション正規代理店』が刷新された制度であります。ヤフー株式会社の提供する広告商品・サービスを総合的に活用し、優れた実績のあるパートナー企業に対して、「ダイヤモンド」「プラチナ」「ゴールド」「シルバー」の認定がされております。
5. 『Marketing Partner Program』とは、「LINE Ads Platform」の拡販および機能追加・改善をより積極的に推進するにあたり、「Sales Partner」「Ad Tech Partner」「Data Provider Partner」「Ads Measurement Partner」の4カテゴリーにおいて、広告代理店やサービスデベロッパーを認定・表彰するプログラムです。Sales Partnerは2017年4月より半年ごとの累計売上実績などを基準に、5段階(Diamond/Gold/Silver/Bronze/Partner)のランクで認定されます。

3【事業の内容】

当社は親会社でありますEMNET INC.（※1）が日本のインターネット広告市場の伸びしろと、中小企業のインターネット広告に対する潜在的なニーズの可能性に着眼し、平成19年に日本へ進出して以降、着実に事業を拡大して参りました。

情報通信技術の発達により、情報量が飛躍的に増加した現代社会において、消費者はインターネット上であらゆる情報を検索し、欲しい情報を手に入れています。一方、情報を発信する立場にある企業は、ターゲットである消費者へ最適に情報を提供することに苦戦しています。

こうした中、当社は、設立以来「クライアントと共に歩む企業」という企業理念を掲げ、クライアント企業のニーズに応えるべく、デジタルマーケティングにおける課題を解決し、更なる利益向上を図るための戦略・運用・分析・改善サービスまで提供するインターネット広告事業を行っております。

また「クライアント企業へのインターネット広告に関する最新の情報と広告運用の提供」と「日本のデジタルマーケティング業界における専門家の育成」という2つのビジョンを掲げ、業界の課題である人材不足に対応するため、広告業界未経験者を積極的に採用し、入社後、最短2ヶ月でヤフー株式会社、Google, Inc. の認める一定水準（※2）の運用知識を身に付け、OJTにより広告運用の実践経験を積ませるなど、短期間に即戦力として活躍できる人材を育成する独自の教育プログラムを構築しております。

当社は、インターネット広告事業の単一セグメントであり、セグメントごとの記載はしておりませんが、インターネット広告事業の概要と、当社が主に取り扱う広告とサービスの特徴については以下の通りです。

インターネット広告事業

（事業概要及びサービスの特徴）

デジタルチャネルの多様化、競争の激化に伴い、現在の主力サービスである検索連動型広告、運用型ディスプレイ広告の他、ソーシャルメディア広告、動画広告、アフィリエイト広告（※3）、アドネットワーク広告（※4）、DSP（※5）、DMP（※6）、スマートフォン向け広告、ネイティブ広告（※7）、アプリ広告（※8）、純広告（※9）等サービスを拡げております。

当社は、一人の担当者がクライアント企業に対して営業、広告の企画提案・運用・分析・改善までをワンストップで行う専任制を敷いており、インターネット広告に関するコンサルタントとして総合的かつ専門的な見地からサービスを提供しています。

また、当社では、これまで運用型広告を主軸に置いたサービス提供をしてきた背景から、広告効果を最大限に高めるための効率的なPDCAサイクル（Plan-Do-Check-Action）（※10）の運用やアクセス解析（※11）を得意としております。さらに、クライアント企業のユーザーとなるペルソナ（※12）の構築から、行動仮説を立て、最適な媒体の選定・配信方法を提供すること、常に最新の情報を把握し、タイムリーな広告施策を実行すること、これらを徹底することでクライアント企業の最適なマーケティング活動を支援しております。

(1) 運用型広告

① 検索連動型広告（リスティング広告）

検索連動型広告（リスティング広告）とは、ヤフー株式会社やGoogle, Inc. 等が提供する検索エンジンの検索結果に表示される広告であり、検索キーワードと連動し、検索結果ページに関連する内容の広告が表示される運用型の広告（※13）で、ニーズ顕在層に向けてアプローチが可能な広告であります。

キーワード単位で広告出稿ができ、ユーザーが広告をクリックすることで企業側に料金が発生するクリック課金システムのため、検索結果を表示させるだけでは広告費が発生しない点が特長であります。

当社では、ユーザーが検索を行う際の環境、意図、興味・関心を把握したうえで、配信するデバイスの選定、配信するタイミングの選定、広告を出すキーワードの選定、入札単価の調整、マッチした広告文の作成等を最適に行えるように支援しております。

② 運用型ディスプレイ広告

運用型ディスプレイ広告は、ユーザーの性別、年齢、住所、職業といったデモグラフィックデータや、興味・関心などの条件を設定することで、当該ユーザーの閲覧するポータルサイトやブログ等の広告エリアに広告を表示するもので、検索連動型広告ではアプローチができないユーザーへ接触が可能な、多くの見込層、潜在層に向けたアプローチが可能な広告であります。

当社では、ペルソナを構築し、ペルソナに応じたピンポイントな広告運用サービスの提供を得意としております。さらに、検索連動型広告と併用する事により、効果的かつ効率的な広告出稿が可能となる広告運用を提供しております。クライアント企業の目先の売上げだけでなく、長期的な利益につながるような広告運用サービスを提供することを目指しております。

③ ソーシャルメディア広告

Facebook、Instagram、Twitterを筆頭としたソーシャルメディアに表示される広告であり、運用型ディスプレイ広告のようにデモグラフィックデータや、興味・関心などの条件設定や各ソーシャルメディアの特長に応じたターゲティング設定を行うことでタイムライン上に表示させることが可能な広告であります。多くの見込層、潜在層に向けたアプローチができる他、ターゲットユーザーの周辺ユーザーへ派生効果を図ることも可能です。

当社では、これまでの各ソーシャルメディアの特長を活かした運用実績からクライアント企業に最適なメディアの選定と、ペルソナを活用したピンポイントなコンテンツの提供を可能としております。

(2) クリエイティブ制作

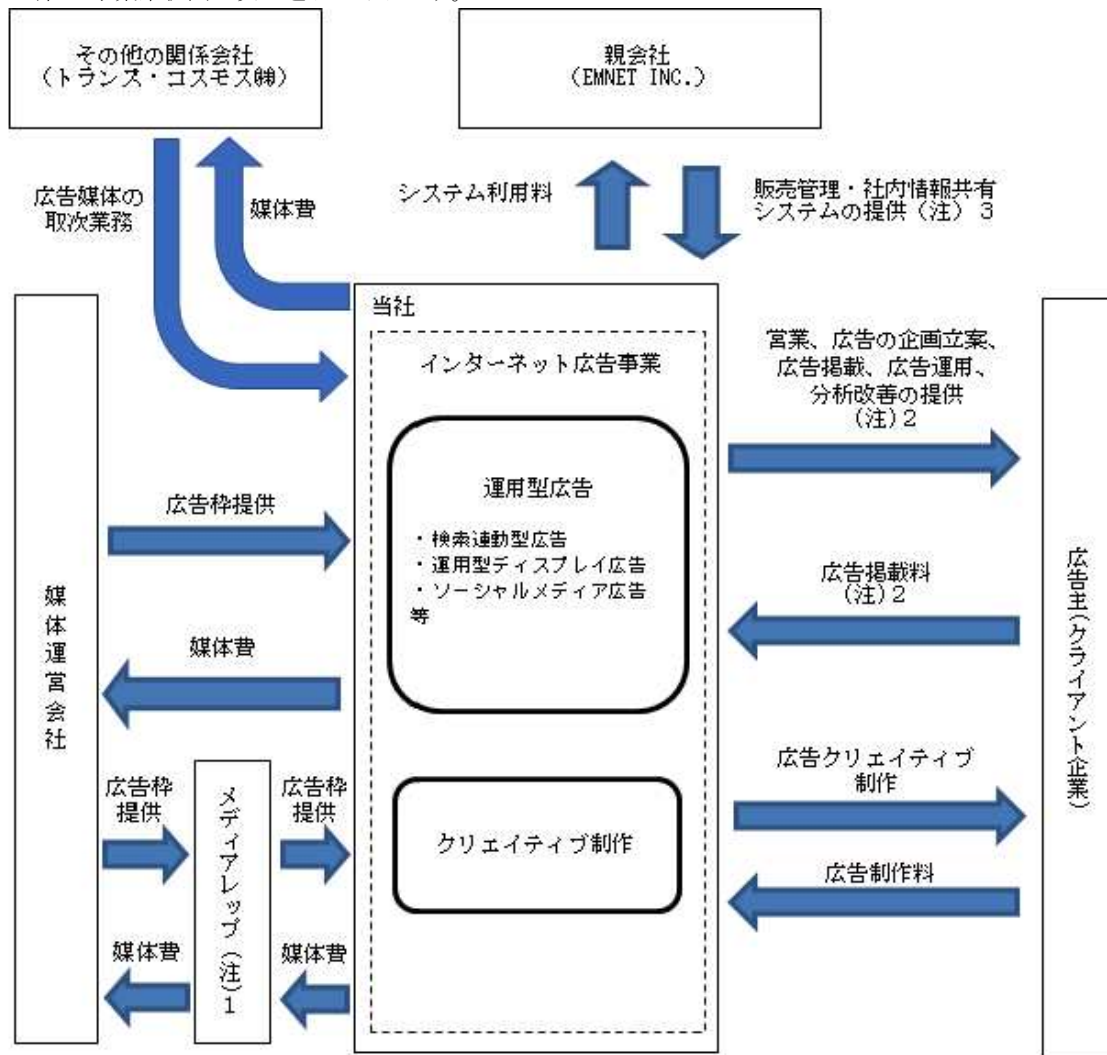
当社はこれまで扱ってきた多くのクライアント企業のECサイトに対する広告運用の実績からノウハウを得ており、広告効果を更に高めるためのランディングページ、クリエイティブ制作を受注して自社にて行っております。制作物のリリース後、ユーザーの行動分析を行い、細かな改善を加えていくことで広告効果の最大化を目指しております。

(用語集)

- ※1 EMNET INC. は、本書提出日現在において、当社発行済株式総数の91.95%を保有する当社の親会社にあたる、韓国のオンライン広告代理店です。
- ※2 ヤフー株式会社、Google, Inc. の認める一定水準とは、「Yahoo!プロモーション広告 プロフェッショナル認定試験 (アドバンスト)」と「Google Adwords 認定試験 (検索広告)」の認定試験を受け、合格した場合を指します。リスティング広告のアカウント作成、運用、効果検証、最適化に関する基礎知識から高度な知識まで幅広い知識があることを証明する資格です。
- ※3 アフィリエイト広告とは、成果報酬型の広告の一種であり、商品やサービスをWEB媒体に掲載し、商品が購買されたことによって報酬が支払われる広告を指します。
- ※4 アドネットワーク広告とは、多数の広告配信枠を集めて広告配信ネットワークを作り、それらの広告配信枠に広告を一括して配信する仕組みを指します。
- ※5 DSP (Demand Side Platform) とは、アドエクスチェンジの広告効果を最大限に活かすために作られた広告効果を支援するツールを指します。アドエクスチェンジとは、各アドネットワークの抱える広告枠を相互に交換する仕組みを指します。
- ※6 DMP (Data Management Platform) とは、インターネット上の様々なサーバーに蓄積されるビックデータと自社Webサイトに保存されているアクセスログ等を管理、分析し、顧客へ最善のアプローチをするツールを指します。
- ※7 ネイティブ広告とは、デザイン・フォーマットが掲載メディアと同様で、自然に溶け込んでいる広告のことを指します。
- ※8 アプリ広告とは、アプリの認知拡大やダウンロードを促す広告を指します。
- ※9 純広告とは、特定の媒体の広告枠を一定期間買い取り、掲載する広告を指します。
- ※10 PDCAサイクル (Plan-Do-Check-Action) とは、事業活動における生産管理や品質管理などの管理業務を円滑に進める手法の一つで、WEBマーケティングでも活用されています。「計画 (Plan)、実行 (Do)、評価 (Check)、改善 (Action)」この4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善する手法を指します。
- ※11 アクセス解析とは、Webサイトのアクセス数、滞在時間、閲覧、離脱、流入元、ブラウザ等を解析し、Webサイトの現状を知り、訪問者や購買を増やすための有効な手段の1つであります。
- ※12 ペルソナとは、性別、年齢、居住地等の定量的な情報から、趣味、価値観、消費行動等の定性的な情報を含んだ、より詳細な架空の顧客像を指します。
- ※13 運用型の広告とは、運用状況に合わせて入札額やクリエイティブ、広告枠、ターゲット等を変更・改善しながら運用し続けていく広告です。多くの運用型広告は掲載枠をオークション形式の入札額と品質によって優先順位が変化するようにしています。そのため、予算のコントロールだけではなく品質を高めることが運用の主体となります。

[事業系統図]

当社の事業系統図は次の通りであります。



- (注) 1. メディアレップとは、インターネット広告の取引において、広告の媒体運営会社と広告代理店や広告主との仲介を行っている事業者の事です。
2. 取引の一部について、代理店を通じて取引を行っております。
3. 販売管理・社内情報共有システムについては、契約により親会社 (EMNET INC.) から当社の情報へのアクセスを制限しております。

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の所有割合又は被所有割合(%)	関係内容
(親会社) EMNET INC. (注) 1	大韓民国 ソウル特別市	5,569,019,500 韓国ウォン	インターネット 広告事業	被所有 直接 100.0	役員の兼務1名 韓国法人の広告出稿に関する取次業務 販売管理・社内情報共有システムの提供
(その他の関係会社) トランス・コスモス株 (注) 2	東京都 渋谷区	29,065百万円	ビジネスプロセス アウトソーシング、デジタル マーケティング 事業等	被所有 間接 25.14	広告媒体の取次業務

(注) 1. 韓国のKOSDAQ (Korean Securities Dealers Automated Quotations) 市場に上場しており、同取引所の規定による開示を行っております。

2. トランス・コスモス株式会社は、当社の親会社のEMNET INC.の株式を25.14%保有しているため、その他の関係会社に該当いたします。なお、トランス・コスモス株式会社は、東京証券取引所市場第一部上場企業であり、有価証券報告書の提出会社であります。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成30年7月31日現在

従業員数 (人)	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)	平均年間給与 (千円)
82	28.5	2.8	4,738

(注) 1. 従業員数は、契約社員を含む就業人員数であります。臨時雇用者数は、最近1年間の平均人員が従業員数の10%に満たないため記載を省略しております。

2. 平均年間給与は、賞与を含んでおります。

3. 当社はインターネット広告事業の単一セグメントであるため、セグメント情報との関連については、記載しておりません。

(2) 労働組合の状況

当社の労働組合は結成されておりませんが、労使関係については円滑な関係にあり、特記すべき事項はありません。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

第5期事業年度（自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日）

当事業年度のわが国経済は、低金利と安定した円相場を背景に、企業収益や雇用環境の改善が進み緩やかな回復基調で推移いたしました。一方、世界経済では、米国政権運営の不安定化や北朝鮮情勢を巡る地政学的リスクに対する不確実性を受け、先行きは不透明な状況が続いておりますが、アメリカ経済は底堅く推移しており、今後も緩やかに成長していくものと予想されております。

このような状況において、平成29年の日本の総広告費は6年連続で増加し前年比1.6%増の6兆3,907億円の市場規模となりました。このうち、当社の事業領域でありますインターネット広告市場は、前年比15.2%増の1兆5,094億円となり、そのうち、インターネット広告媒体費市場は前年比23.6%増の1兆2,206億円となっております。なかでも当社が主力事業とする運用型広告市場は、掲載先や入札単価などを変動させながら出稿方法を最適化することが浸透し、前年比27.3%増の9,400億円と、大きく増加しました（広告費データは、株式会社電通「2017年 日本の広告費」より引用）。

このような環境のもと、当社のインターネット広告事業につきましては、人材採用・人材教育に注力することで販売体制の強化を図り、検索連動型広告（リスティング広告）、運用型ディスプレイ広告等を中心とした、運用型広告の拡販に引き続き取り組んで参りました。

当事業年度においては、運用型広告案件の既存取引先からの受注額の増額や新規取引先の獲得が順調に推移いたしました。これらにより、当事業年度における売上高は6,080,909千円（前年同期比14.9%増）となり、売上拡大効果により、売上総利益は939,074千円（前年同期比16.5%増）となりました。一方、販売費及び一般管理費は773,059千円（前年同期比10.7%増）となり、この結果、営業利益は166,015千円（前年同期比54.0%増）、経常利益は167,570千円（前年同期比50.9%増）、当期純利益は112,749千円（前年同期比36.6%増）となりました。

今後も当社は、品質の更なる向上と顧客ニーズに応えることで、既存のクライアント企業との取引の深耕及び新規クライアント企業獲得による企業価値の向上に努めて参ります。

当社は、インターネット広告事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの業績の記載を省略しております。

第6期第2四半期累計期間（自 平成30年1月1日 至 平成30年6月30日）

当第2四半期累計期間におけるわが国経済は、政府や日銀による経済政策・金融政策などにより、企業収益や雇用・所得環境の改善が継続しており、景気の緩やかな回復が続いております。また、海外の経済情勢は、北朝鮮情勢や英国のEU離脱などの地政学リスクの高まりがあり、また米国の保護主義政策等の行方に対する注意が必要であります。欧米経済の拡大基調や、中国を始めとするアジア経済の底堅さを背景に、全体として堅調に推移しております。

このような状況において、当社が属するインターネット広告市場は、引き続き堅調であり、当社は人材採用・人材教育に引き続き注力することで販売体制のさらなる強化を図り、既存のクライアント企業からの受注拡大、及び新規クライアント企業の獲得に注力して参りました。

以上の結果、当第2四半期累計期間の業績は、売上高3,370,575千円、営業利益134,891千円、経常利益131,673千円、四半期純利益89,632千円となりました。

なお、当社は、インターネット広告事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの業績の記載を省略しております。

(2) キャッシュ・フローの状況

第5期事業年度（自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日）

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前事業年度末に比べ58,602千円減少し、418,850千円となりました。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度において営業活動の結果使用した資金は9,113千円（前年同期194,470千円の獲得）となりました。これは主に、税引前当期純利益の計上167,570千円（前年同期111,051千円）及び仕入債務の増加額144,985千円（前年同期37,154千円の減少額）となった一方、税制改正に伴う未払消費税等の減少額111,168千円（前年同期108,234千円の増加額）及び売上高増加に伴う売上債権の増加額191,930千円（前年同期117,999千円の増加額）があったことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度において投資活動の結果使用した資金は7,030千円（前年同期4,228千円の使用）となりました。これは保険積立金の積立による支出7,030千円（前年同期4,228千円）があったことによるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度において財務活動の結果使用した資金は42,458千円（前年同期100,734千円の使用）となりました。これは主に、長期借入金の返済による支出41,460千円（前年同期100,080千円）によるものであります。

第6期第2四半期累計期間（自 平成30年1月1日 至 平成30年6月30日）

当第2四半期会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前事業年度末に比べ147,998千円増加し、566,848千円となりました。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当第2四半期累計期間において営業活動の結果得られた資金は98,323千円となりました。これは主に、税引前四半期純利益の計上131,673千円及び売上債権の減少額61,241千円となった一方、仕入債務の減少額40,748千円、未払消費税等の減少額20,108千円及び法人税等の支払額20,006千円があったことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当第2四半期累計期間において投資活動の結果使用した資金は2,318千円となりました。これは保険積立金の積立による支出2,318千円があったことによるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当第2四半期累計期間において財務活動の結果得られた資金は51,993千円となりました。これは主に、株式の発行による収入52,500千円があったことによるものであります。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社で行う事業は、インターネット広告事業であり、提供するサービスの性格上、生産実績に該当する事項がありませんので、記載を省略しております。

(2) 仕入実績

第5期事業年度及び第6期第2四半期累計期間の仕入実績は、次のとおりです。なお、当社はインターネット広告事業の単一セグメントです。

セグメントの名称	第5期事業年度 (自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)		第6期第2四半期累計期間 (自 平成30年1月1日 至 平成30年6月30日)
	仕入高 (千円)	前年同期比 (%)	仕入高 (千円)
インターネット広告事業	5,141,834	114.6	2,848,339
合計	5,141,834	114.6	2,848,339

(3) 受注状況

当社で行う事業は、提供するサービスの性格上、受注状況の記載に馴染まないため、記載を省略しております。

(4) 販売実績

第5期事業年度及び第6期第2四半期累計期間の販売実績は、次のとおりです。なお、当社はインターネット広告事業の単一セグメントです。

セグメントの名称	第5期事業年度 (自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)		第6期第2四半期累計期間 (自 平成30年1月1日 至 平成30年6月30日)
	販売高 (千円)	前年同期比 (%)	販売高 (千円)
インターネット広告事業	6,080,909	114.9	3,370,575
合計	6,080,909	114.9	3,370,575

3 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当社は、今後も成長が見込まれるインターネット広告市場において、更なる利益成長と企業価値の向上を目指すべく、以下の施策に取り組んで参ります。なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において、当社が判断したものであります。

(1) 経営方針

当社は、設立以来「クライアントと共に歩む企業」という企業理念を掲げており、また「クライアント企業へのインターネット広告に関する最新の情報と広告運用の提供」と「日本のデジタルマーケティング業界における専門家の育成」という2つのビジョンを掲げております。

当社では、常にテクノロジーとナレッジを用いながら、クライアント企業のニーズに応えるべく、デジタルマーケティングにおける課題を解決し、クライアント企業の更なる利益向上を図るための戦略・運用・分析・改善サービスまで提供するインターネット広告事業を行っております。

また、当社のコーポレートスローガンであります「Beyond the Internet Advertising」のもと、インターネット広告事業以外の新たなビジネスも展開していくことで、顧客満足度の高いサービス展開を続けていきたいと考えております。

(2) 経営環境と経営戦略等

当社の事業領域であるインターネット広告市場は、市場全体が順調に拡大しつつも事業環境の変化が非常に早く、それによりクライアント企業のニーズが絶えず変化しております。そのため、更なる利益成長と企業価値の向上を実現するためには、事業環境の変化への適応が非常に重要であると認識しております。

具体的な戦略としては、現在の主力サービスであります検索連動型広告（リスティング広告）や運用型ディスプレイ広告だけでなく、現在、市場自体が活況であるソーシャルメディア広告や動画広告に、より注力していく必要

があります。ソーシャルメディア広告においては広告の管理運用の統合ツールの利用などを検討し、全体の運用効率化を行うことでソーシャルメディア広告への運用実績を蓄積し、またソーシャルメディア広告を十分に活用できていないクライアント企業への提案機会を増やすことや、運用におけるクリエイティブ部分の強化による成果改善の環境向上などを今後の施策としております。動画広告においては、今後も動画制作会社と協業し、クライアント企業への提案メニューの拡充を行うことで提案機会と案件数の増加に取り組んで参ります。

(3) 経営上の目標とする経営指標

当社は、売上総利益を重要な経営指標と捉え、これらの中長期的に成長させていくことを基本的な考え方としております。また、営業系社員の一人当たり売上総利益を経営指標としております。

(4) 事業上の対処すべき課題

① 運用型広告の強化

インターネットメディアはテレビに次ぐ広告メディアへと成長し、インターネット広告市場は、平成29年には1兆5,094億円（前年比115.2%）と前年に引続き伸長しております。特に当社の主力サービスである運用型広告市場は9,400億円（前年比127.3%）と大きく伸長しております（広告費データは、株式会社電通「2017年 日本の広告費」より引用）。

こうした環境の中、当社は、これまで蓄積してきた広告運用のノウハウを生かし、現在の主力サービスである検索連動型広告（リスティング広告）や運用型ディスプレイ広告について、最新のインターネット広告情報の取得や社員教育等を通じて更なるサービスの品質の向上を図り、クライアント企業の満足度の向上を追求して参ります。

② 新技術への対応

昨今、IoTやAI（人工知能）等のデジタルテクノロジーの進化が企業経営等に影響を与えております。こうしたデジタルテクノロジーの進化は、急速な技術革新が進むインターネット広告事業においても、今後大きな影響を与えると考えております。そこで、こうしたデジタルテクノロジー等の新技術に対応すべく、必要に応じた投資や人材育成に取り組んで参ります。

③ 人材確保と人材育成

当社は、事業環境が流動的なインターネット広告市場に属しており、より一層の利益成長と企業価値の向上のために、経営方針を深く理解し、チームワークを発揮していく優秀な人材の採用・育成に取り組む必要があると認識しております。このため、他業界からの積極採用を含む採用の多様化や継続的な研修の充実・実施に努めて参ります。

④ 内部管理体制の強化

当社は、現在成長段階にあり、規模拡大に伴う業務運営の効率化やリスク管理のための内部管理体制の強化が重要な課題であると認識しております。

このため、企業規模拡大に応じた内部管理体制の構築を図り、経営の公正性・透明性を確保し、コーポレート・ガバナンスを重視した内部管理体制強化に取り組んで参ります。具体的には、定期的な当社の内部監査の実施によるコンプライアンス体制の強化、監査役監査の実施による当社のコーポレート・ガバナンス機能の強化及び当社の事業に関連する法規制や社会的要請等の環境変化への対応などを行っていく方針であります。

4【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。また、リスク要因に該当しない事項についても、投資者の投資判断上重要であると考えられる事項については、投資者に対する積極的な情報開示の観点から以下のとおり記載しております。当社は、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針であります。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) インターネット広告事業に係るリスクについて

① 技術革新について

当社のインターネット広告事業を含むインターネットビジネスの業界環境は、事業に関連する新技術の開発やそれらを利用した新サービスの導入が相次いで行われており、変化が激しくなっております。このため、当社は、新技術の導入及び新サービスの提供を継続的に検討するとともに、優秀な人材の確保に取り組んでおりますが、激しい環境変化への対応が遅れた場合には、当社のサービスの陳腐化、競争力の低下が生じる可能性があります。また、環境変化への対応のために新技術及び新サービスに多大な投資が必要となった場合には、当社の事業活動並びに財政状態及び業績に影響を与える可能性があります。

② 景気動向の変動について

当社の事業領域であるインターネット広告市場を含む広告市場は、一般的に市場変化や景気動向の変動により広告主が広告費用を削減する等、景気動向の影響を敏感に受けやすい傾向にあります。したがって、わが国経済の景気動向の変動によって、当社の事業活動並びに財政状態及び業績に影響を与える可能性があります。

③ 市場動向について

当社の事業領域であるインターネット広告市場は、スマートフォン端末の普及等によるインターネット利用者の増加、企業の経済活動におけるインターネット利用の増加等により、平成29年は1兆5,094億円（前年比115.2%）と4年連続で二桁成長となり、成長を続けております。また今後も、雑誌、新聞等の他媒体における広告市場が縮小傾向（雑誌広告費：平成29年前年比91.0%、新聞広告費：平成29年前年比94.8%）を示している一方で、スマートフォン端末のさらなる普及やビッグデータ時代到来に伴う消費者行動等により、更なる市場の成長が継続すると考えております（広告費データは、株式会社電通「2017年 日本の広告費」より引用）。しかし、今後の日本におけるインターネット利用者人口の推移やインターネット広告市場の成長を阻害する状況の発生等、何らかの事情により、このような市場の成長が将来にわたって継続する保証はなく、結果として、当社の事業活動並びに財政状態及び業績に影響を与える可能性があります。

④ 媒体運営会社への依存について

当社は、インターネット広告事業の単一セグメントで事業を展開しております。インターネット広告事業は、取引形態の性質上、媒体運営会社からの広告枠の仕入れに依存しています。媒体運営会社のうち、Google, Inc. の提供する「Google AdWords」及びヤフー株式会社の提供する「Yahoo!プロモーション広告」の取次額（媒体費用）への依存度が高くなっており、平成29年12月期における当該2社合計の取次額（媒体費用）は、媒体費総額の86.2%を占めております。当社は当該2社との良好な取引関係維持に努めておりますが、当該2社の事業方針の変更や契約の更新内容、また契約の更新ができなかった場合には、当社の事業活動並びに財政状態及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑤ 競合について

インターネット広告事業は、新規参入する競合会社も多く、また、多くの企業が事業展開しており、競合会社が存在しております。当社では、当社の特徴でありますワンストップサービス（一人の担当者が営業、広告の企画提案・運用・分析・改善までをワンストップで行う専任制）により、企画力や営業提案力等の強化や広告主との良好な取引関係の維持等に積極的に取り組み、競争優位性の確保に努めておりますが、競合との間で顧客獲得のための価格やサービス競争の激化等により収益性の低下を招き、当社の事業活動並びに財政状態及び業績に影響を与える可能性があります。

⑥ 法的規制について

現在のところ、当社の事業領域であるインターネット広告事業に関する直接的な法規制又はインターネット広告業界の自主規制はありません。

しかし、広告主は掲載する広告の内容により、「商標法」、「著作権法」、「不正競争防止法」、「景品表示法」、「個人情報保護に関する法律」、「特定商取引に関する法律」、「医薬品、医療機器等の品質、有効性

及び安全性の確保等に関する法律」、「独占禁止法」、「出会い系サイト規制法」等の規制を受ける可能性があります。当社では、上記の各種法的規制に抵触しないように、広告取扱ガイドラインを制定し、広告の内容について管理統括部の専任担当者が慎重に確認しております。広告主がこれらの法律に違反しても直ちに当社の広告取引が違法となるわけではありませんが、当社が広告主の違法行為を助長するものとみなされた場合、当社の社会的信用が失墜し、場合によっては損害賠償請求の対象となるリスクがあります。

また、今後法令の改正や新たな法令の制定等が行われ、既存の法令等の解釈に変化が生じたり、インターネット広告事業の自主規制が制定された場合や、広告内容に起因する損害賠償等が発生した場合、当社の事業活動並びに財政状態及び業績に影響を与える可能性があります。

(2) 経営管理体制について

① 人材の確保・定着及び育成について

当社の事業を継続及び拡大させていくためには、優秀な人材の確保・定着及び育成が必要不可欠であると考えております。そのため、当社では、業界未経験者の採用も積極的に実施しており、教育体制を充実させることで、人材の育成・確保に努めております。しかしながら、優秀な人材の確保・定着及び育成が計画通りに進まない場合や優秀な人材の社外流出が生じた場合には、今後の事業展開の制約要因等になり、当社の事業活動並びに財政状態及び業績に影響を与える可能性があります。

② 小規模組織であることについて

当社は、平成30年7月末現在、従業員82名と比較的小規模な組織であり、現在の人員構成にて最適と考えられる内部管理体制や業務執行体制を構築しております。当社は、今後も業務の適正性及び財務報告の信頼性を確保するため、これらに係る内部統制が有効に機能する体制を構築、整備、運用して参りますが、事業の急速な拡大等により、十分な内部管理体制の構築が追い付かない場合、適切な業務運営が困難となり、当社の事業活動並びに財政状態及び業績に影響を与える可能性があります。

③ 知的財産権について

本書提出日現在、当社ではこれまで、特許・著作権・その他知的財産に関して第三者の知的財産権を侵害した事実や損害賠償及び使用差止の請求を受けた事実はありません。今後においても、第三者の知的財産権を侵害しないよう、十分な注意を払って参りますが、当社の事業分野で当社の認識していない知的財産権が既に成立している可能性又は新たに第三者の知的財産権が成立する可能性もあり、当該侵害のリスクを完全に排除することは困難であります。

万が一、当社が第三者の知的財産権等を侵害した場合には、直ちに、事例に応じて弁護士・弁理士等と連携し解決に努めて参りますが、損害賠償請求、差止請求や知的財産権の使用に関する対価等の支払い等により、当社の事業活動並びに財政状態及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

④ 訴訟について

当社は、本書提出日現在、損害賠償を請求されている事実や訴訟を提起されている事実はありません。また、当社は、法令違反となるような行為を防止するため、取引先、従業員その他第三者との関係において訴訟リスクを低減するよう、コンプライアンス研修による役員及び従業員への教育や内部監査の実施等により努めております。しかし、当社の役員及び従業員による機密情報の漏洩、事務処理のミス、不当な労務管理、取引先とのトラブル、その他不正・不適切な行為等が発生した場合、また外部からの不正アクセス等の何らかの要因から個人情報保護法の適用を受ける個人情報等の流出が発生した場合、これらに起因する訴訟その他の請求が発生する可能性があります。これらの事象が発生した場合には、訴訟内容や損害賠償額及びその結果等により、当社の社会的信用に悪影響を及ぼすほか、事業活動並びに財政状態及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑤ 与信管理について

当社の事業領域であるインターネット広告市場の取引慣行として、広告会社が広告主に請求する手数料には、媒体運営会社等に支払う媒体料金等を含んでおります。したがって、広告主の倒産等により、広告代金の回収が不可能となった場合には、当社が媒体運営会社等に支払う媒体料金等も含めて負担することとなります。当社では、与信管理規程を制定し、信用リスク低減を図っておりますが、広告主の倒産等により、広告代金の回収が不可能となった場合には、当社の事業活動並びに財政状態及び業績に影響を与える可能性があります。

⑥ システム障害について

当社のインターネット広告事業は、インターネットを介してサービスを提供しており、自然災害、火災等の事故、人為的ミス、通信ネットワーク機器の故障、ソフトウェアの不具合、コンピュータウイルス等により、システム障害が発生し、継続したサービス提供等に支障が生じる可能性があります。

当社では、このような事態に備え、外部からの不正アクセスを防止するためのファイアウォールやセキュリティソフトの導入等といった対策をとっており、また定期的なバックアップや稼働状況の監視を行うことで、情報漏洩の事前防止又は回避に努めておりますが、こうした対応に関わらず、システム障害が発生し、サービス提供に障害が生じた場合、当社の事業活動並びに財政状態及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 親会社等との関係について

① 親会社との資本関係について

当社の親会社であるEMNET INC.（以下、「同社」という。）は、平成12年4月に大韓民国ソウル特別市で設立されました。その後、インターネット広告運用や、広告等のデザイン制作、広告成果の分析ソリューションの提供等の総合的なインターネット広告事業を展開し、平成23年11月に韓国KOSDAQ市場に上場しております。同社グループは、本書提出日現在、韓国、日本、中国において事業展開しており、そのうち日本においては当社が事業展開を担っております。

同社は、平成30年7月末現在、当社の発行済株式総数の91.95%を保有しており、当社は同社の連結子会社となっております。当社の経営判断において同社の承認を必要とする取引や業務はなく、当社の海外展開についても同社からの制約は存在しません。しかし、同社の事業戦略やグループ戦略に変更が生じた場合は、当社の事業展開等に影響を及ぼす可能性があります。また、当社の取締役、監査役の選任・解任や合併等の組織再編、重要な資産・事業の全部又は一部の譲渡、定款の変更及び剰余金の処分等、株主の承認が必要となるすべての事項に関しては、他の株主の意向や利益にかかわらず、同社が今後も影響を与える可能性があります。

なお、同社の平成29年12月期における主要な連結経営指標は以下の通りです。

・営業収益	2,856百万円
・営業利益	414百万円
・当期純利益	380百万円
・純資産額	4,594百万円
・総資産額	7,372百万円
・広告取扱高	16,771百万円

(注) 1. 為替換算レートは、損益及び広告取扱高は平成29年の期中平均レート（1韓国ウォン=0.09916円）、資産は平成29年12月末レート（1韓国ウォン=0.10536円）で換算しております。

2. 韓国の会計基準に準拠した金額です。日本の会計基準との主な相違点は、当社の売上高に相当する営業収益は、当社の概ね売上原価に相当する広告媒体費である広告取扱高を控除した金額で会計処理されております。

② 親会社との取引について

平成29年12月期における当社とEMNET INC. との取引総額は2,944千円となっております。そのうち主なものは、当社代理店としての韓国法人の広告出稿に関する取次業務に対する支払手数料と、当社が開発し保有する販売管理・社内情報共有システムの利用料となっております。同社との取引のうち広告出稿に関する取次業務については、過去の類似取引事例を参考とした条件により行われております。また、同社の保有するシステムの利用料については、一般の取引条件を踏まえて市場価格や総原価を勘案し交渉の上で決定しております。同社からの独立性確保の観点も踏まえ、同社との重要な取引については、取締役会の承認により健全性及び適正性を確保しております。

③ 親会社との役員等の兼任について

本書提出日現在において、当社監査役の金永源は、以下の通り、EMNET INC. の代表取締役社長を兼任しております。当該兼務については、当社が、同氏の上場企業の経営者としての深い知見の活用とコーポレート・ガバナンス体制の強化を目的として招聘したものです。

氏名	当社における役職	役員派遣元会社	役員派遣元会社における役職
金 永源	監査役 (非常勤)	EMNET INC.	代表取締役社長

④ トランス・コスモス株式会社との関係について

当社の親会社であるEMNET INC. は、トランス・コスモス株式会社の持分法適用関連会社であり、平成30年7月末現在、トランス・コスモス株式会社は、同社の株式の25.14%を直接保有しております。

トランス・コスモス株式会社の展開するデジタルマーケティングサービスの一部は当社のインターネット広告事業と事業領域が重複しておりますが、トランス・コスモス株式会社は、大手企業を対象に売上拡大とコスト削減の実現を支援するアウトソーシングサービスを提供するビジネスモデル（インターネット広告サービスはその一環）であるのに対し、当社はインターネット広告代理店専門のビジネスモデルであること、トランス・コスモ

ス株式会社は、営業、企画提案、広告運用、分析・改善の業務に関して分業体制を敷いているのに対し、当社はワンストップサービス（一人の担当者が営業、広告の企画提案・運用・分析・改善までをワンストップで行う専任制）を提供していること等、基本的に事業モデルが異なっております。また、トランス・コスモス株式会社は、主に大手企業をターゲットとしているのに対し、当社は中小・中堅企業をターゲットとしており、営業対象とする広告主が異なっていることから、事業上の棲み分けがなされております。このほか、当社の経営判断についてトランス・コスモス株式会社の承認を必要とする取引や業務はなく、当社における事業上の制約等はありません。しかしながら、トランス・コスモス株式会社の事業戦略やグループ戦略に変更が生じた場合は、当社の事業展開等に影響を及ぼす可能性があり、当社の事業活動並びに財政状態及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) その他

① 配当を行っていないことについて

当社は、成長過程にあり、経営基盤の強化を図るため内部留保の充実を図り、なお一層の業容拡大を目指すことが重要であります。株主の皆様をはじめとするステークホルダーに対し、安定的な利益還元を実施していくことも重要であると考えております。しかしながら、本書提出日現在では配当を行っておらず、また今後の配当の実施の可能性及びその時期については未定であります。しかし、株主の皆様への利益還元についても重要な経営課題と認識しており、将来の持続的な成長に必要な内部留保を確保しつつ、経営成績及び財政状態・事業計画等を総合的に勘案したうえで、利益配当を実施していく方針です。当社は、株主に対する利益還元についても経営の重要課題の一つと認識しており、経営成績及び財政状態を勘案しつつ、将来的には配当による利益還元を検討する所存であります。

② 資金使途について

当社は、今回の株式上場時における公募増資による調達資金の使途につきましては、優秀な人材獲得のための採用費及び人件費等への資金に充当する計画であります。

しかしながら、当社が属する業界環境の急速な変化により、調達資金を計画以外の使途に充当する可能性があります。また、計画通りに使用された場合でも、想定通りの投資効果が得られない可能性があります。資金使途や支出予定時期の変更を行う場合は、適正な開示を行います。

③ 新株予約権の行使による株式価値の希薄化について

当社は、役員及び従業員に対するインセンティブを目的として、役員及び従業員に対してストック・オプションとして新株予約権を付与しており、今後もストック・オプション制度を活用していくことを検討しております。これらの新株予約権が権利行使された場合、既存の株主が有する株式の価値及び議決権割合が希薄化する可能性があります。なお、本書提出日現在における新株予約権の割合は発行済株式総数の7.7%に相当します。

④ 風評被害について

当社及び当社が属すインターネット広告業界に対して、インターネット上の掲示板への書き込みや、それを起因とするマスコミ報道等によって、何らかの否定的な風評が広まった場合、その内容の正確性にかかわらず、企業イメージの毀損等により、当社の事業活動並びに財政状態及び業績に影響を与える可能性があります。

⑤ 会計基準等の変更について

当社は、一般に公正妥当と認められる会計基準に基づいて決算を行っており、会計基準の変更へも適時対応しております。当社が属するインターネット広告の広告代理店業務では、取扱高を売上高に計上する会計処理と取扱手数料のみを営業収益(売上高)する会計処理が認められておりますが、当社では取扱高を売上高に計上しております。しかし、平成30年3月30日付で「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準委員会 企業会計基準第29号）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第30号）が公表されたこととともない、今後、取扱手数料を売上高に計上する会計処理へ変更した場合には、当社の損益計算書上で計上される売上高の表示金額に影響を与える可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

契約会社名	相手先の名称	相手先の所在地	契約内容	契約期間
株式会社イーエム ネットジャパン (当社)	ヤフー株式会社	日本	ヤフー株式会社が提供する広告サービスに関して、当社が代理店として取り扱う旨の販売代理店契約	平成27年8月19日より 平成28年3月31日 以降、自動更新
	Google, Inc.	米国	Google, Inc. が提供する「Google AdWords」広告サービスに関して、当社が代理店として取り扱う旨の販売代理店契約	平成26年1月20日より 無期限

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。財務諸表の作成にあたり、資産及び負債又は損益の状況に影響を与える会計上の見積りは、過去の実績等の財務諸表作成時に入手可能な情報に基づき合理的に判断しておりますが、実際の結果は見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

第5期事業年度（自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日）

（資産）

当事業年度末における総資産は前事業年度末に比べ134,510千円増加し、1,699,344千円となりました。主な増加要因としましては、売掛金が1,034,866千円（前事業年度末は852,913千円）と181,953千円増加したことによるものであります。一方、主な減少要因としましては、現金及び預金が418,850千円（前事業年度末は477,452千円）と58,602千円減少したことによるものであります。

（負債）

当事業年度末における負債は前事業年度末に比べ21,761千円増加し、1,217,502千円となりました。主な増加要因としましては、買掛金が810,033千円（前事業年度末は665,048千円）と144,985千円増加したことによるものであります。一方、未払消費税等が91,927千円（前事業年度末は203,095千円）と111,168千円減少したことによるものであります。

（純資産）

当事業年度末における純資産は前事業年度末に比べ112,749千円増加し、481,841千円となりました。増加要因としましては、当期純利益を112,749千円計上したことにより利益剰余金が増加したことによるものであります。

第6期第2四半期累計期間（自 平成30年1月1日 至 平成30年6月30日）

（資産）

当第2四半期会計期間末における総資産は、1,788,704千円となり、前事業年度末に比べ89,359千円増加いたしました。これは主に、現金及び預金が147,998千円増加した一方で、受取手形及び売掛金が61,241千円減少したことによるものであります。

（負債）

当第2四半期会計期間末における負債は、1,164,730千円となり、前事業年度末に比べ52,772千円減少いたしました。これは主に、買掛金が40,748千円、未払消費税等が20,108千円減少したことによるものであります。

（純資産）

当第2四半期会計期間末における純資産は、623,974千円となり、前事業年度末に比べ142,132千円増加いたしました。これは増資により資本金が26,250千円、資本準備金が26,250千円増加したこと及び四半期純利益の計上により利益剰余金が89,632千円増加したことによるものであります。

(3) 経営成績の分析

第5期事業年度（自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日）

（売上高）

当事業年度における売上高は、6,080,909千円（前年同期比14.9%増）となりました。主な要因は、インターネット広告事業において、運用型広告サービスの販売が引き続き堅調に推移したことによるものであります。

（売上総利益）

当事業年度における売上原価は、5,141,834千円（前年同期比14.6%増）となりました。主な内訳は、インターネット広告事業における媒体費をはじめとする費用であります。

以上の結果、売上総利益は、939,074千円（前年同期比16.5%増）となりました。

（営業利益）

当事業年度における販売費及び一般管理費は、773,059千円（前年同期比10.7%増）となりました。主な内訳は、給料及び手当318,528千円、地代家賃73,820千円であります。

以上の結果、営業利益は、166,015千円（前年同期比54.0%増）となりました。

（経常利益）

当事業年度における営業外収益は、2,095千円（前年同期比58.9%減）となりました。主に与信改善に伴う貸倒引当金戻入額1,910千円によるものであります。

以上の結果、経常利益は167,570千円（前年同期比50.9%増）となりました。

（当期純利益）

当事業年度においては、特別利益及び特別損失は、計上しておりません。

当事業年度における法人税、住民税及び事業税は、49,894千円（前年同期比1.9%増）、法人税等調整額は4,926千円（前年同期は△20,440千円）となりました。

以上の結果、当事業年度における当期純利益は、112,749千円（前年同期比36.6%増）となりました。

第6期第2四半期累計期間（自 平成30年1月1日 至 平成30年6月30日）

（売上高）

当第2四半期累計期間における売上高は、3,370,575千円となりました。主な要因は、インターネット広告事業において、運用型広告サービスの販売が引き続き堅調に推移したことによるものであります。

（売上総利益）

当第2四半期累計期間における売上原価は、2,848,339千円となりました。主な内訳は、インターネット広告事業における媒体費をはじめとする費用であります。

以上の結果、売上総利益は522,236千円となりました。

（営業利益）

当第2四半期累計期間における販売費及び一般管理費は、387,345千円となりました。主な内訳は、給料及び手当180,736千円であります。

以上の結果、営業利益は134,891千円となりました。

（経常利益）

当第2四半期累計期間における営業外収益は、489千円となりました。主に与信改善に伴う貸倒引当金戻入額459千円によるものであります。

当第2四半期累計期間における営業外費用は、3,708千円となりました。主な内訳は、株式公開費用3,109千円です。

以上の結果、経常利益は131,673千円となりました。

（四半期純利益）

当第2四半期累計期間においては、特別利益及び特別損失は、計上しておりません。

当第2四半期累計期間における法人税、住民税及び事業税は、42,040千円となりました。

以上の結果、当第2四半期累計期間における四半期純利益は、89,632千円となりました。

(4) キャッシュ・フローの分析

各キャッシュフローの状況とそれらの要因については、「第2 事業の状況 1 業績等の概要 (2) キャッシュ・フローの状況」をご参照ください。

(5) 経営成績に重要な影響を与える要因について

当社の経営成績に重要な影響を与える要因については、「4 事業等のリスク」に記載のとおり、事業環境、事業内容、法的規制等、様々なリスク要因が当社の経営成績に影響を与える可能性があることを認識しております。

そのため、当社は常に業界動向に留意しつつ、優秀な人材を確保し、内部管理体制を強化し、クライアント企業の市場のニーズに合ったサービスを提供していくことにより、経営成績に重要な影響を与えるリスク要因を分散・低減し、適切に対応を行って参ります。

(6) 経営者の問題認識と今後の方針について

当社では、現在の事業環境及び入手可能な情報に基づき迅速かつ最善の経営方針の立案、施策の実施に努めております。

インターネット広告事業においては、最新のアドテクノロジーへの対応及びカスタマー行動データ等の活用を推進し、広告効果の最大化を図ると同時に、運用型広告、スマートフォン広告、動画広告等の市場拡大が著しい分野へ素早く対応し、成長分野への取り組みを図ることで、市場における優位性の確立に努めて参ります。

また、事業規模拡大に応じて適時に人材拡充を進めると同時に、組織体制の整備を進めていくことが重要であると認識しております。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

第5期事業年度（自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日）

当事業年度の設備投資、重要な設備の除却、売却はありません。

第6期第2四半期累計期間（自 平成30年1月1日 至 平成30年6月30日）

当第2四半期累計期間の設備投資、重要な設備の除却、売却はありません。

2【主要な設備の状況】

提出会社

平成29年12月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額					従業員数 (人)
		建物 (千円)	工具、器具 及び備品 (千円)	リース資産 (千円)	ソフトウェア (千円)	合計 (千円)	
本社 (東京都新宿区)	ソフトウェア及び 業務施設等	9,207	0	3,420	175	12,803	80

- (注) 1. 当社は、インターネット広告事業の単一セグメントのため、セグメントの名称の記載を省略しております。
2. 現在、休止中の主要な設備はありません。
3. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
4. 本社は全て賃借物件であり、年間賃借料（共益費含む。）は、73,820千円であります。
5. 従業員数は、契約社員を含む就業人員数であり、平均臨時雇用者数は従業員数の10%に満たないため記載を省略しております。

3【設備の新設、除却等の計画】（平成30年7月31日現在）

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	3,400,000
計	3,400,000

(注) 平成30年5月16日開催の取締役会決議により、平成30年6月4日付で株式分割に伴う定款変更を行い、発行可能株式総数は995,000株増加し、1,000,000株となり、平成30年6月4日開催の臨時株主総会により定款変更を行い、発行可能株式総数は2,400,000株増加し、3,400,000株となっております。

②【発行済株式】

種類	発行数（株）	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	870,000	非上場	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株です。
計	870,000	—	—

(注) 1. 平成30年5月16日開催の取締役会決議により、平成30年6月4日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。これにより発行済株式総数は865,650株増加し、870,000株となっております。
2. 平成30年6月4日開催の臨時株主総会決議により、同日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

(2)【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

平成29年12月13日臨時株主総会決議及び平成29年12月13日取締役会決議

	最近事業年度末現在 (平成29年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成30年7月31日)
新株予約権の数（個）	335（注）1	335（注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	335（注）1	67,000（注）1、5
新株予約権の行使時の払込金額（円）	150,000（注）2	750（注）2、5
新株予約権の行使期間	自 平成31年12月14日 至 平成39年12月13日	自 平成31年12月14日 至 平成39年12月13日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 150,000 資本組入額 75,000	発行価格 750 資本組入額 375
新株予約権の行使の条件	（注）3	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡は行ってはならない。	新株予約権の譲渡は行ってはならない。
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4	（注）4

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度末現在は1株、提出日の前月末現在は200株となります。

なお、割当日後、当社が株式の分割（株式の無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式の併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該

時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で募集株式の発行又は自己株式の処分（株式の無償割当てによる株式の発行及び自己株式を交付する場合を含み、新株予約権（新株予約権付社債も含む。）の行使による場合及び当社の普通株式に転換できる証券の転換による場合を除く。）を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{募集株式発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

ただし、算式中の既発行株式数は、上記の株式の発行の効力発生日前日における当社の発行済株式総数から、当該時点における当社の保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合、新規発行株式数を処分する自己株式の数、募集株式発行前の株価を自己株式処分前の株価にそれぞれ読み替えるものとする。また、算式中の募集株式発行前の株価は、当社株式に市場価格がない場合、調整前行使価額とし、当社株式に市場価格がある場合、直前の当社優先市場における最終取引価格とする。

また、当社が吸収合併存続会社となる吸収合併を行う場合、当社が吸収分割承継会社となる吸収分割を行う場合、又は当社が完全親会社となる株式交換を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

3. 新株予約権の行使条件は、以下のとおりであります。

- (1) 新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役及び従業員の地位にあることを要するものとする。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めないものとする。
- (3) その他の条件については、新株予約権者と締結した「第1回 新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

4. 当社が組織再編行為を実施する際の新株予約権の取扱いは以下のとおりであります。

組織再編に際して定める契約書又は計画書等の条件に従って、以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

- (1) 合併（当社が消滅する場合に限る。）
合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社
- (2) 吸収分割
吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社
- (3) 新設分割
新設分割により設立する株式会社
- (4) 株式交換
株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社
- (5) 株式移転
株式移転により設立する株式会社

5. 平成30年5月16日開催の取締役会決議により、平成30年6月4日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数 (株)	発行済株式総 数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額 (千円)	資本準備金残 高 (千円)
平成25年4月22日 (注) 1	1	1	100	100	—	—
平成25年5月24日 (注) 2	3,999	4,000	99,900	100,000	99,900	99,900
平成25年11月20日 (注) 3	—	4,000	99,900	199,900	△99,900	—
平成30年1月11日 (注) 4	350	4,350	26,250	226,150	26,250	26,250
平成30年6月4日 (注) 5	865,650	870,000	—	226,150	—	26,250

(注) 1. 設立によるものであります。

発行価格 100,000円

資本組入額 100,000円

割当先 EMNET INC.

2. 以下の有償第三者割当増資によるものであります。

発行価格 49,962.49円

資本組入額 24,981.25円

割当先 EMNET INC.

3. 資本準備金の資本金への組み入れであります。

4. 以下の有償第三者割当増資によるものであります。

発行価格 150,000円

資本組入額 75,000円

割当先 株式会社Y's corporation、イーエムネットジャパン従業員持株会、高橋和之、村井仁

5. 株式分割 (1:200) によるものであります。

(5) 【所有者別状況】

平成30年7月31日現在

区分	株式の状況 (1単元の株式数100株)								単元未満株 式の状況 (株)
	政府及び地 方公共団体	金融機関	金融商品取 引業者	その他の法 人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	—	—	—	1	1	—	3	5	—
所有株式数 (単元)	—	—	—	600	8,000	—	100	8,700	—
所有株式数の割 合 (%)	—	—	—	6.90	91.95	—	1.15	100	—

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成30年7月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 870,000	8,700	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株です。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	870,000	—	—
総株主の議決権	—	8,700	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

(7) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しております。

当該制度は、会社法に基づき下記表の決議日の株主総会及び取締役会において決議されたものであります。

第1回新株予約権 (平成29年12月13日臨時株主総会決議及び平成29年12月13日取締役会決議)

決議年月日	平成29年12月13日
付与対象者の区分及び人数 (名)	当社役員 3 当社従業員 17
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数 (株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額 (円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要課題の一つとして位置付けており、株主への長期的な利益還元を図るべく、財務体質の強化に加え事業拡大のための内部留保の充実を図りつつ、事業の効率化と事業拡大のための投資に充当していくことが株主に対する最大の利益還元につながると考えております。そのため、会社設立以来、第5期事業年度を含め配当は実施しておりません。なお、内部留保資金の用途につきましては、財務体質の強化と事業拡大に係る投資のための資金として有効に活用していく所存であります。

また、今後の配当政策の基本方針としましては、収益力の強化や事業基盤の整備を実施しつつ、内部留保の充実状況及び企業を取り巻く事業環境を総合的に勘案し、株主に対して安定的かつ継続的な利益還元を実施する方針であります。本書提出日現在において配当実施の可能性及びその実施時期等については未定であります。

なお、剰余金の配当を行う場合、年1回の期末配当を基本方針としており、期末配当の決定機関は株主総会となっております。また、取締役会決議により、毎年6月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

4 【株価の推移】

当社株式は非上場であるため、該当事項はありません。

5 【役員の状況】

男性7名 女性一名 (役員のうち女性の比率-%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長	—	山本 臣一郎 (戸籍上の氏名： 安中 臣一郎)	昭和46年9月4日生	平成7年4月 平成11年10月 平成12年10月 平成13年12月 平成16年10月 平成22年5月 平成26年1月 平成28年1月 平成28年11月	コーパック・インターナショナル (株) 入社 ダブルクリック株式会社 入社 Adsociety 入社 Ask Jeeves Japan(株) 入社 トランス・コスモス(株) 入社 EMNET INC. 入社 同社 上席常 務執行役員 就任 当社 常務取締役 就任 当社 取締役副社長 就任 当社 代表取締役社長 就任 (現 任)	(注) 3	60,000 (注) 5
取締役	CFO兼管理 統括部部长	村井 仁	昭和49年7月7日生	平成11年10月 平成18年7月 平成23年11月 平成26年11月 平成28年8月 平成28年11月 平成29年1月	デロイトトーマツコンサルティ ング(株) (現 アビームコンサルティ ング(株)) 入社 監査法人トーマツ (現 有限責任 監査法人トーマツ) 入所 会計教育研修機構 東京実務補修 所運営委員 就任 (現任) 会計教育研修機構 東京実務補修 所運営副委員長 就任 当社 執行役員CFO 就任 当社 取締役CFO 就任 (現 任) 当社 管理統括部部长 (現任)	(注) 3	2,000
取締役	営業本部統括	高橋 和之	昭和58年10月14日生	平成18年4月 平成22年3月 平成25年6月 平成27年2月 平成28年1月 平成28年11月	(株)フルキャスト 入社 EMNET INC. (日本支社) 入社 当社 営業本部3課課長 当社 営業本部A E課課長 当社 営業本部次長 当社 取締役営業本部統括 就任 (現任)	(注) 3	4,000
取締役 (注) 1	—	上野 正博	昭和39年4月3日生	昭和62年4月 平成10年10月 平成13年6月 平成15年6月 平成16年6月 平成18年6月 平成23年4月 平成23年6月 平成24年2月 平成24年3月 平成28年4月 平成30年5月	株式会社リクルート 入社 ダブルクリック株式会社 代表取 締役社長 就任 トランス・コスモス株式会社 取 締役 就任 同社 常務取締役 就任 オーバーチュア株式会社 代表取 締役社長 就任 ピカム株式会社 代表取締役社長 就任 CRITEO株式会社 アジア太平洋地 域最高責任者 就任 同社 代表取締役 就任 マナ株式会社 代表取締役社長 就任 (現任) グアダーニョ株式会社 代表取締 役社長 就任 (現任) BuzzFeed Japan株式会社 代表取 締役社長 就任 (現任) 当社 取締役 就任 (現任)	(注) 3	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
常勤監査役 (注) 2	—	瀧野 章	昭和27年 7月28日生	昭和52年 4月 ㈱東京都民銀行 (現 ㈱きらぼし銀行) 入行 昭和57年 4月 ㈱丸和証券 (現 ㈱証券ジャパン) 出向 昭和59年 4月 ㈱東京都民銀行 (現 ㈱きらぼし銀行) 復行 平成10年10月 同行 百草支店長 平成13年 7月 同行 審査部副部長 平成17年12月 ㈱新光証券 (現 みずほ証券㈱) 入社 平成24年 4月 ㈱七豊物産 入社 監査役 平成25年 6月 ㈱ザ・キッス 入社 監査役 平成28年11月 当社 監査役 就任 (現任)	(注) 4	—
監査役	—	金 永源	昭和41年 3月 2日生	平成 3年11月 ㈱中央日報 入社 平成12年 4月 EMNET INC. 入社 代表取締役社長 就任 (現任) 平成25年 3月 韓国オンライン広告協会 副会長 就任 平成27年 3月 韓国オンライン広告協会 理事 就任 (現任) 平成27年 6月 当社 代表取締役社長 就任 平成28年11月 当社 監査役 就任 (現任) 平成29年11月 財団法人韓国インターネット広告財団理事 就任 (現任)	(注) 4	—
監査役 (注) 2	—	小口 光義	昭和24年 3月 6日生	昭和48年 4月 アーサー・ヤング (現 アーンスト・アンド・ヤング) 東京事務所 入所 昭和61年 8月 監査法人朝日新和会計社 (現 有限責任あずさ監査法人) 国際事業本部 入所 平成 2年 7月 同法人 社員 就任 平成15年 7月 同法人 代表社員 就任 平成21年 9月 朝日税理士法人 (横浜) 顧問 就任 平成24年 9月 ㈱エージェント 監査役 就任 平成27年 7月 ㈱ブレイブソフト 監査役 就任 (現任) 平成27年 9月 ㈱マルチブック 監査役 就任 (現任) 平成28年 1月 ㈱リプライオリティ 監査役 就任 平成28年 6月 ㈱ユーエムイー 監査役 就任 平成29年 3月 当社 監査役 就任 (現任) 平成30年 6月 ㈱リプライオリティ 取締役 就任 (現任)	(注) 4	—
計						66,000

- (注) 1. 取締役上野正博は、社外取締役であります。
2. 監査役瀧野章、及び小口光義は、社外監査役であります。
3. 平成30年 6月 4日開催の臨時株主総会終結の時から選任後 2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
4. 平成30年 6月 4日開催の臨時株主総会終結の時から選任後 4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
5. 代表取締役社長山本臣一郎 (戸籍上の氏名：安中臣一郎) の所有株式数は、同氏の資産管理会社である株式会社Y's corporationが所有する株式数であります。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

① コーポレート・ガバナンスの取組みに関する基本方針

当社は、株主や他のステークホルダーの信頼と期待に応え、企業価値を継続的に向上させるためには、法令遵守に基づく企業倫理の確立や社会的な信頼を確立することが極めて重要であると認識しております。そのため、意思決定の迅速化により経営の効率化を促進すると同時に、経営の透明性・公平性の確保、リスク管理、監督機能の強化を意識した組織体制の構築を図ることにより、コーポレート・ガバナンスの強化に努め、継続的に企業価値を高めてゆく所存であります。

② 会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況等

イ. 企業統治の体制の概要及びその体制を採用する理由

当社は、取締役会設置会社であり、かつ監査役会設置会社であります。当社の経営上の意思決定、執行及び監査・監督にかかわる機関は以下のとおりであります。

a 取締役会・役員体制

当社の取締役会は、取締役4名（内、社外取締役1名）で構成されております。取締役会は、原則月1回の定時取締役会を開催する他、必要に応じて臨時取締役会を開催し、迅速な経営上の意思決定を行える体制としております。取締役会は、法令・定款に定められた事項の他、経営に関する重要事項を決定すると共に各取締役の業務遂行の状況を監督しております。

また、取締役会には、全ての監査役が出席し、取締役の業務執行の状況を監視できる体制となっております。

b 監査役会・監査役

当社の監査役会は、常勤監査役1名及び非常勤監査役2名で構成されており、うち2名が社外監査役であります。監査役会は、毎月1回の定例監査役会の他、必要に応じて臨時監査役会を開催しております。監査役は、取締役会及びその他重要会議に出席し、必要に応じて意見陳述を行う等、常に取締役の業務執行を監視できる体制となっております。社外監査役1名は公認会計士であり、専門知識と経験に基づき、監査を行っております。

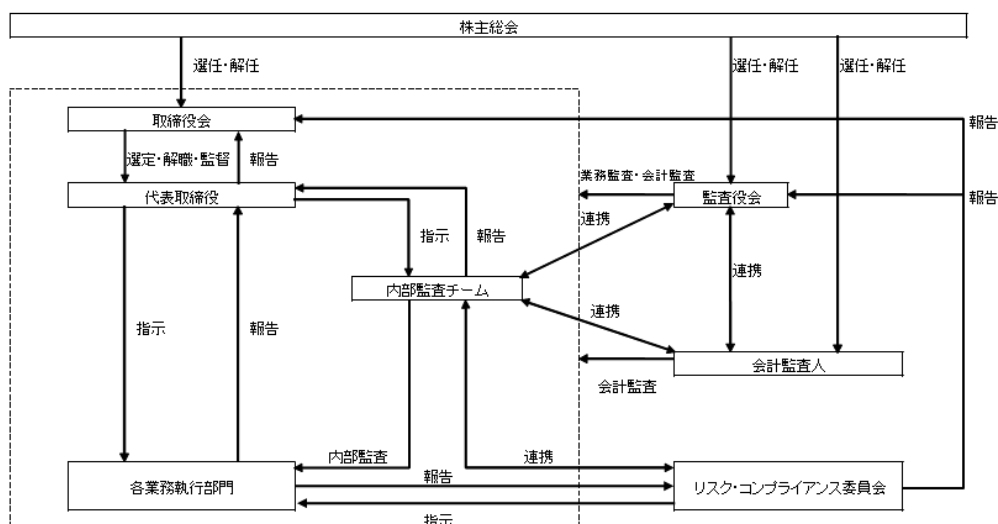
また、内部監査チーム及び会計監査人と随時情報交換や意見交換を行う他、定期的に三者によるミーティングを行う等連携を密にし、監査機能の向上を図っております。

c. リスク・コンプライアンス委員会

当社は、従業員に対するコンプライアンス意識の啓発及び、法令違反行為の監視を目的に、代表取締役を委員長とし、常勤取締役及び常勤監査役を委員とするリスク・コンプライアンス委員会を設置しております。リスク・コンプライアンス委員会は、リスクマネジメントに関する活動やコンプライアンスに関する取組み等を実施しております。

ロ. 会社の機関・内部統制の関係

当社の機関及び内部統制の模式図は次のとおりであります。



ハ、内部統制システムの整備の状況

当社は、平成29年3月15日開催の取締役会の決議により、以下の通り内部統制システムの整備に関する基本方針を定め、業務の適正を確保するための体制の整備・運用をしております。以下はその概要です。

- a. 取締役ならびに使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (a) 当社の取締役及び従業員が法令及び定款を遵守し、倫理観を持って事業活動を行う企業風土を構築するため、当社の行動基準としてリスク管理規程及びコンプライアンス管理規程を制定し全役員への周知徹底及び運用体制を構築しております。
 - (b) 当社は、不正行為を早期発見するためにコンプライアンス管理規程において内部通報制度を規定しております。従業員は、重大な法令違反その他コンプライアンス上の重要な問題を発見した場合には、直ちに当社のコンプライアンス管理規程に定める内部通報制度を利用し報告するものとしております。
 - (c) 反社会的勢力排除規程と反社会的勢力排除実施要領を制定し、当該規程等に基づき反社会的勢力とは取引を含む一切の関係を持たず、不当な要求に対しては、法的対応を含め、毅然と対応するものとし、社内全体への徹底を図って参ります。
 - (d) 上記の法令遵守体制の運用状況について、内部監査規程に基づき内部監査チームが監査を行い、監査を受けた部署は是正・改善を要する場合、速やかにその対策を講じます。
- b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (a) 取締役会議事録ならびに稟議決裁書等、取締役の職務の執行に係る重要文書は、取締役会規程及び文書管理規程において、保存期間ならびに保存責任部署を定め、必要に応じて閲覧に供せる体制としております。
 - (b) 内部監査チームは、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理の状況について内部監査規程に基づき監査を行い、監査を受けた部署は是正・改善する必要がある場合は速やかにその対策を講じます。
- c. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (a) 損失に結びつく社内外のリスクを識別・分類し、それぞれについての社内規程ないし対応手順を定め、損失発生を防ぐとともに発生時の損失極小化を図って参ります。
- d. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (a) 取締役の役割分担、各部署の職務分掌、指揮命令系統、権限ならびに意思決定のルールを職務権限規程及び業務分掌規程に明確に定めております。
 - (b) 取締役会を定例で毎月1回開催し、取締役会で決議すべき事項及び報告すべき事項を取締役会規程に定めております。その他、機動的に意思決定を行うため、臨時取締役会を開催するものとし、適切に業務執行を行える体制を確保しております。
- e. 当社における業務の適正を確保するための体制
 - (a) 会社の管理運営体制を管掌する役員を設置し、会社経営の健全性確保に資するとともに、監査体制を充実させ、会社の内部監査を実施し、業務の適正を検証しております。
 - (b) 財務報告に係る内部統制評価の観点からも、当社の業務プロセスの検証・整備を図って参ります。
- f. 監査役を補助する使用人、ならびに、取締役からの独立性に関する体制
監査役からの要請がある場合、監査役を補助する使用人を配置いたします。同使用人は監査役の指示に従い職務を遂行するとし、その評価、異動には監査役の同意を要するものとしております。
- g. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - (a) 取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、直ちにこれを監査役に報告しなければならないとしております。内部監査チームは監査終了の都度、内部監査報告書の写しを監査役に配布することとしております。
 - (b) 監査役会及び監査役は、必要に応じて、内部監査担当者、取締役もしくはその他の者に対して報告を求めることとしております。また、監査役へ報告を行った者について、当該報告をしたことを理由として不当な取扱いを行いません。

h. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (a) 監査役は取締役会に出席して、意見を述べることとし、取締役会以外の重要な会議にも出席して重要な事項の審議ないし報告状況を直接認識できる体制としております。
- (b) 監査役は代表取締役及び取締役と定期的に会合を持ち、会社が対処すべき課題、監査役監査の環境整備状況、監査上の重要課題等について意見交換を行っております。

ニ. 内部監査及び監査役監査の状況

当社は、会社の規模が比較的小さいため独立した内部監査部門を設けておりません。当社の内部監査は、代表取締役直属の内部監査チームを設置し、取締役CFOを内部監査チーム長として、管理統括部及び営業本部に所属している他4名の内部監査担当者を設定して実施しております。内部監査チームは年間内部監査計画に基づき、全部門を網羅するよう内部監査を実施し、代表取締役に対して監査結果を報告しております。なお、自己監査を回避するため、管理統括部に対する内部監査は営業本部所属の内部監査担当者2名が、営業本部に対する内部監査は管理統括部に所属する内部監査担当者2名が其々内部監査を担当しております。

当社の監査役会は常勤監査役1名及び非常勤監査役2名で構成され、常勤監査役1名及び非常勤監査役1名が社外監査役であります。常勤監査役は、取締役会へ出席し意見を述べる他、重要な決裁書類の閲覧等を通して、取締役の業務執行状況を監査しております。各監査役は監査役監査計画に定められた内容に従って監査を行い、月1回開催される監査役会において情報共有を行っております。

また、監査役は定期的に内部監査担当者及び会計監査人と意見交換等を実施し、三者間で情報共有を行うことにより、連携を図っております。

ホ. 会計監査の状況

当社はPwCあらた有限責任監査法人と監査契約を締結しております。同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社の間には、特別な利害関係はありません。

なお、会計監査業務を執行した公認会計士は、池之上孝幸及び鈴木直幸の2名であり、当社に対する継続関与年数はいずれも7年以内であります。当社の監査業務に係る補助者は公認会計士5名、その他8名であります。

ヘ. 社外取締役及び社外監査役

当社は、社外取締役1名及び社外監査役2名を選任しております。当社はコーポレート・ガバナンス体制の強化及び充実を経営上の重要な課題の一つとして位置付けており、経営の健全性・透明性の向上を果たすことを目的とし、社外取締役及び社外監査役が中立的な立場から有益な監督及び監査を行える体制を整備し、経営監視機能の強化に努めております。

社外取締役の上野正博は、これまでインターネット業界の企業の代表取締役等を歴任し、インターネット業界及び経営者としての豊富な経験と幅広い見識にもとづき、客観的な立場から当社事業及び経営の監督を頂くため社外取締役に選任しております。なお、社外取締役の上野正博と当社との間には、人的関係、資本関係、取引関係及びその他の利害関係はありません。

社外監査役は、瀧野章及び小口光義の2名で構成されております。社外監査役瀧野章は、豊富な監査役としての経験に基づき、意見を提言することで取締役会の適切な意思決定を図り、もってコーポレート・ガバナンスの強化につながると考えております。また、社外監査役小口光義は、公認会計士としての企業財務に関する高度な専門知識に基づき、意見を提言することで取締役会の適切な意思決定を図り、もってコーポレート・ガバナンスの強化につながると考えております。なお、両氏と当社との間には、人的関係、資本関係、取引関係及びその他の利害関係はありません。

また、当社は、定款において、社外取締役及び社外監査役の責任限定に関する規程を設けております。会社法第427条第1項に基づき、社外取締役及び社外監査役との間に、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役及び社外監査役が責任の原因となった職務執行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

③ リスク管理体制の整備の状況

当社は、管理統括部が主管部署となり、各部門と継続的に情報共有を行うことで、リスクの未然防止及び早期発見に努めております。同時に、法令違反や不正行為に関する社内報告体制や法令遵守体制の構築を目的としてリスク管理規程及びコンプライアンス管理規程を定め、不祥事の未然防止及び早期発見に努め、また高い倫理観と社会規範の遵守の浸透、啓蒙を行っております。

④ 役員報酬の内容

イ. 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)				対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	ストックオプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く)	53,794	45,650	—	8,143	—	3
監査役 (社外監査役を除く)	1,290	1,290	—	—	—	1
社外役員	9,600	9,600	—	—	—	4

(注) 1. 役員区分において、社外役員は1名が社外取締役、3名が社外監査役であります。

2. 取締役の報酬限度額は、平成28年11月1日開催の定時株主総会において年額60百万円以内と決議されております。

3. 監査役の報酬限度額は、平成28年11月1日開催の定時株主総会において年額15百万円以内と決議されております。

4. 平成29年6月30日に退任した社外取締役野澤俊通及び社外監査役平良真人をそれぞれ対象となる役員の員数に加えております。

ロ. 提出会社の役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

ハ. 使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの

該当事項はありません。

ニ. 役員の報酬等の額の決定に関する方針

株主総会にて決定する報酬総額の限度内で、取締役については取締役会にて決定し、監査役については監査役会にて決定しております。

⑤ 定款で定めた取締役の員数

当社の取締役は7名以内とする旨、定款に定めております。

⑥ 取締役の選任の決議要件

当社は取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、ならびに累積投票によらないものとする旨、定款に定めております。

⑦ 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別要件について、株主総会の円滑な運営を目的として、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

⑧ 自己株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定に基づき、経営環境の変化に応じた機動的な資本政策の遂行を可能とするため、取締役会の決議によって自己株式を取得することができる旨、定款に定めております。

⑨ 中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を行うため、会社法第454条第5項の規定により、毎年6月30日を基準日として取締役会の決議によって配当を行うことができる旨を定款に定めております。

⑩ 取締役及び監査役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって同法第423条第1項の行為に関する取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる旨、定款に定めております。これは、取締役及び監査役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

最近事業年度の前事業年度		最近事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
11,300	3,420	15,500	3,180

② 【その他重要な報酬の内容】

(最近事業年度の前事業年度)

該当事項はありません。

(最近事業年度)

該当事項はありません。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(最近事業年度の前事業年度)

株式上場に向けた概況調査等を目的とするアドバイザー・サービス業務に関する報酬であります。

(最近事業年度)

株式上場に向けた概況調査等を目的とするアドバイザー・サービス業務に関する報酬であります。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社の事業規模や業務の特性、監査公認会計士等の監査計画、監査内容等の諸要素を総合的に勘案し、監査公認会計士等と協議のうえ、監査役会の合意を得て監査報酬を決定しております。

第5【経理の状況】

1. 財務諸表及び四半期財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

- (1) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度（平成28年1月1日から平成28年12月31日まで）及び当事業年度（平成29年1月1日から平成29年12月31日まで）の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により監査を受けております。
- (2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期会計期間（平成30年4月1日から平成30年6月30日まで）及び第2四半期累計期間（平成30年1月1日から平成30年6月30日まで）に係る四半期財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により四半期レビューを受けております。

3. 連結財務諸表及び四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表及び四半期連結財務諸表を作成しておりません。

4. 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等についての確に対応できるような体制整備に努めており、また監査法人等の主催する各種セミナーに参加しております。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成28年12月31日)	当事業年度 (平成29年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	477,452	418,850
受取手形	—	9,977
売掛金	852,913	1,034,866
前払費用	9,929	10,552
繰延税金資産	7,199	6,165
その他	463	470
貸倒引当金	△9,911	△7,970
流動資産合計	1,338,045	1,472,912
固定資産		
有形固定資産		
建物	22,619	22,619
工具、器具及び備品	102	102
リース資産	5,130	5,130
減価償却累計額	△11,823	△15,223
有形固定資産合計	16,027	12,627
無形固定資産		
ソフトウェア	269	175
無形固定資産合計	269	175
投資その他の資産		
差入保証金	178,940	178,940
繰延税金資産	24,367	20,473
その他	7,416	14,478
貸倒引当金	△234	△265
投資その他の資産合計	210,490	213,627
固定資産合計	226,788	226,431
資産合計	1,564,833	1,699,344
負債の部		
流動負債		
買掛金	665,048	810,033
1年内返済予定の長期借入金	41,460	—
リース債務	998	1,018
未払金	78,931	72,067
未払費用	8,144	13,590
未払法人税等	35,650	23,656
未払消費税等	203,095	91,927
前受金	91,715	115,861
預り金	25,379	37,742
その他	200	200
流動負債合計	1,150,625	1,166,097
固定負債		
リース債務	3,476	2,457
退職給付引当金	26,191	20,622
役員退職慰労引当金	—	12,746
資産除去債務	15,448	15,578
固定負債合計	45,116	51,405
負債合計	1,195,741	1,217,502

(単位：千円)

	前事業年度 (平成28年12月31日)	当事業年度 (平成29年12月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	199,900	199,900
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	169,192	281,941
利益剰余金合計	169,192	281,941
株主資本合計	369,092	481,841
純資産合計	369,092	481,841
負債純資産合計	1,564,833	1,699,344

【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

当第2四半期会計期間
(平成30年6月30日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	566,848
受取手形及び売掛金	983,602
その他	18,704
貸倒引当金	△7,510
流動資産合計	1,561,645
固定資産	
有形固定資産	10,983
無形固定資産	129
投資その他の資産	
差入保証金	178,940
その他	37,005
投資その他の資産合計	215,946
固定資産合計	227,058
資産合計	1,788,704
負債の部	
流動負債	
買掛金	769,285
未払法人税等	41,503
未払消費税等	71,819
賞与引当金	8,579
その他	220,561
流動負債合計	1,111,748
固定負債	
退職給付引当金	21,287
役員退職慰労引当金	14,108
資産除去債務	15,644
その他	1,940
固定負債合計	52,981
負債合計	1,164,730
純資産の部	
株主資本	
資本金	226,150
資本剰余金	26,250
利益剰余金	371,574
株主資本合計	623,974
純資産合計	623,974
負債純資産合計	1,788,704

②【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)	当事業年度 (自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)
売上高	5,291,663	6,080,909
売上原価	4,485,590	5,141,834
売上総利益	806,073	939,074
販売費及び一般管理費		
給料及び手当	311,281	318,528
退職給付費用	7,537	7,236
地代家賃	75,756	73,820
減価償却費	3,283	3,493
のれん償却額	37,070	—
その他	263,359	369,980
販売費及び一般管理費合計	698,289	773,059
営業利益	107,784	166,015
営業外収益		
受取利息	53	4
貸倒引当金戻入額	4,213	1,910
雑収入	831	180
営業外収益合計	5,097	2,095
営業外費用		
支払利息	904	262
保険解約損	925	271
雑損失	—	5
営業外費用合計	1,830	540
経常利益	111,051	167,570
税引前当期純利益	111,051	167,570
法人税、住民税及び事業税	48,941	49,894
法人税等調整額	△20,440	4,926
法人税等合計	28,501	54,821
当期純利益	82,550	112,749

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)		当事業年度 (自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)	
		金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
I 商品仕入		10,678	0.2	—	—
II 媒体費		4,474,911	99.8	5,141,834	100.0
当期総仕入高		4,485,590	100.0	5,141,834	100.0
当期売上原価		4,485,590		5,141,834	

【四半期損益計算書】

【第2四半期累計期間】

(単位：千円)

	当第2四半期累計期間 (自平成30年1月1日 至平成30年6月30日)
売上高	3,370,575
売上原価	2,848,339
売上総利益	522,236
販売費及び一般管理費	
給料及び手当	180,736
賞与引当金繰入額	8,579
退職給付費用	3,823
減価償却費	1,690
その他	192,514
販売費及び一般管理費合計	387,345
営業利益	134,891
営業外収益	
受取利息	2
貸倒引当金戻入額	459
雑収入	28
営業外収益合計	489
営業外費用	
支払利息	98
株式公開費用	3,109
雑損失	500
営業外費用合計	3,708
経常利益	131,673
税引前四半期純利益	131,673
法人税、住民税及び事業税	42,040
四半期純利益	89,632

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本				純資産合計
	資本金	利益剰余金		株主資本合計	
		その他利益剰余金	利益剰余金合計		
		繰越利益剰余金			
当期首残高	199,900	86,642	86,642	286,542	286,542
当期変動額					
当期純利益	—	82,550	82,550	82,550	82,550
当期変動額合計	—	82,550	82,550	82,550	82,550
当期末残高	199,900	169,192	169,192	369,092	369,092

当事業年度（自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本				純資産合計
	資本金	利益剰余金		株主資本合計	
		その他利益剰余金	利益剰余金合計		
		繰越利益剰余金			
当期首残高	199,900	169,192	169,192	369,092	369,092
当期変動額					
当期純利益	—	112,749	112,749	112,749	112,749
当期変動額合計	—	112,749	112,749	112,749	112,749
当期末残高	199,900	281,941	281,941	481,841	481,841

④【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)	当事業年度 (自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	111,051	167,570
減価償却費	3,283	3,493
のれん償却額	37,070	—
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△4,213	△1,910
受取利息	△53	△4
支払利息	904	262
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	7,537	△5,569
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)	—	12,746
売上債権の増減額 (△は増加)	△117,999	△191,930
仕入債務の増減額 (△は減少)	△37,154	144,985
その他の資産の増減額 (△は増加)	63,119	△662
その他の負債の増減額 (△は減少)	46,081	37,227
未払消費税等の増減額 (△は減少)	108,234	△111,168
小計	217,862	55,040
利息の受取額	53	4
利息の支払額	△775	△131
法人税等の支払額	△22,670	△64,026
営業活動によるキャッシュ・フロー	194,470	△9,113
投資活動によるキャッシュ・フロー		
保険積立金の積立による支出	△4,228	△7,030
投資活動によるキャッシュ・フロー	△4,228	△7,030
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入金の返済による支出	△100,080	△41,460
リース債務の返済による支出	△654	△998
財務活動によるキャッシュ・フロー	△100,734	△42,458
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	89,507	△58,602
現金及び現金同等物の期首残高	387,945	477,452
現金及び現金同等物の期末残高	※ 477,452	※ 418,850

【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

		当第2四半期累計期間 (自 平成30年1月1日 至 平成30年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前四半期純利益		131,673
減価償却費		1,690
貸倒引当金の増減額 (△は減少)		△459
受取利息		△2
支払利息		98
賞与引当金の増減額 (△は減少)		8,579
退職給付引当金の増減額 (△は減少)		664
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)		1,362
売上債権の増減額 (△は増加)		61,241
仕入債務の増減額 (△は減少)		△40,748
その他の資産の増減額 (△は増加)		△1,515
その他の負債の増減額 (△は減少)		△24,116
未払消費税等の増減額 (△は減少)		△20,108
小計		118,360
利息の受取額		2
利息の支払額		△32
法人税等の支払額		△20,006
営業活動によるキャッシュ・フロー		98,323
投資活動によるキャッシュ・フロー		
保険積立金の積立による支出		△2,318
投資活動によるキャッシュ・フロー		△2,318
財務活動によるキャッシュ・フロー		
リース債務の返済による支出		△506
株式の発行による収入		52,500
財務活動によるキャッシュ・フロー		51,993
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)		147,998
現金及び現金同等物の期首残高		418,850
現金及び現金同等物の四半期末残高		※ 566,848

【注記事項】

(重要な会計方針)

前事業年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)

1. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産 (リース資産を除く)

定率法を採用しております。

ただし、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	13年
工具、器具及び備品	2年

(2) 無形固定資産 (リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

自社利用目的のソフトウェア	社内における利用可能期間 (5年)
のれん	3年

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

2. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法により計上しております。

3. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

当事業年度 (自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)

1. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産 (リース資産を除く)

定率法を採用しております。

ただし、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	13年
工具、器具及び備品	2年

(2) 無形固定資産 (リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

自社利用目的のソフトウェア	社内における利用可能期間 (5年)
---------------	-------------------

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

2. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法により計上しております。

(3) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。

(追加情報)

当事業年度より役員退職慰労金規定の新設に伴い、役員退職慰労引当金を計上しております。

3. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

前事業年度(自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

当社は、法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、これによる財務諸表へ与える影響はありません。

当事業年度(自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)

該当事項はありません。

(未適用の会計基準等)

前事業年度(自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)

(1) 概要

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」は、日本公認会計士協会における税効果会計に関する会計上の実務指針及び監査上の実務指針(会計処理に関する部分)を企業会計基準委員会に移管するに際して、企業会計基準委員会が、当該実務指針のうち主に日本公認会計士協会監査委員会報告第66号「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」において定められている繰延税金資産の回収可能性に関する指針について、企業を5つに分類し、当該分類に応じて繰延税金資産の計上額を見積るという取扱いの枠組みを基本的に踏襲した上で、分類の要件及び繰延税金資産の計上額の取扱いの一部について必要な見直しを行ったもので、繰延税金資産の回収可能性について、「税効果会計に係る会計基準」(企業会計審議会)を適用する際の指針を定めたものであります。

(分類の要件及び繰延税金資産の計上額の取扱いの見直し)

- ・(分類1)から(分類5)に係る分類の要件をいずれも満たさない企業の取扱い
- ・(分類2)及び(分類3)に係る分類の要件
- ・(分類2)に該当する企業におけるスケジューリング不能な将来減算一時差異に関する取扱い
- ・(分類3)に該当する企業における将来の一時差異等加減算前課税所得の合理的な見積可能期間に関する取扱い
- ・(分類4)に係る分類の要件を満たす企業が(分類2)又は(分類3)に該当する場合の取扱い

(2) 適用予定日

平成29年1月1日以後開始する事業年度の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」の適用による財務諸表に与える影響額については、軽微であります。

当事業年度(自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)

該当事項はありません。

(追加情報)

前事業年度(自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当事業年度から適用しております。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数 (株)	当事業年度増加株式数 (株)	当事業年度減少株式数 (株)	当事業年度末株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	4,000	—	—	4,000
合計	4,000	—	—	4,000
自己株式				
普通株式	—	—	—	—
合計	—	—	—	—

2. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度 (自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数 (株)	当事業年度増加株式数 (株)	当事業年度減少株式数 (株)	当事業年度末株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	4,000	—	—	4,000
合計	4,000	—	—	4,000
自己株式				
普通株式	—	—	—	—
合計	—	—	—	—

2. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)	当事業年度 (自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)
現金及び預金勘定	477,452千円	418,850千円
現金及び現金同等物	477,452	418,850

(リース取引関係)

前事業年度(自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

有形固定資産

主として複写機(リース資産)であります。

② リース資産の減価償却の方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

当事業年度(自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

有形固定資産

主として複写機(リース資産)であります。

② リース資産の減価償却の方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(金融商品関係)

前事業年度(自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、必要な運転資金を銀行借入により調達しております。一時的な余剰資金につきましては、安全性の高い金融資産で運用しております。デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

差入保証金は、建物を賃借するための敷金と営業取引に係る保証金であり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等は、1年以内の支払期日であります。

預り金は、そのほとんどが社会保険料等の一時的な預り金であります。

借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、運転資金や設備投資に係る資金調達であり、流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の債務不履行等に係るリスク)の管理

当社は、与信管理規程に従い、営業債権について取引先別に期日及び残高を管理するとともに、入金状況について財務担当者が営業担当者に随時連絡を取っており、取引先の財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

財務担当者が、適時に資金繰りの状況を確認し、資金計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	477,452	477,452	—
(2) 売掛金	852,913		
貸倒引当金(*1)	△9,911		
	843,001	843,001	—
(3) 差入保証金	178,940	178,940	—
資産計	1,499,394	1,499,394	—
(1) 買掛金	665,048	665,048	—
(2) 未払金	78,931	78,931	—
(3) 未払費用	8,144	8,144	—
(4) 未払法人税等	35,650	35,650	—
(5) 未払消費税等	203,095	203,095	—
(6) 預り金	25,379	25,379	—
(7) 長期借入金(*2)	41,460	41,373	△86
(8) リース債務(*3)	4,475	4,435	△39
負債計	1,062,185	1,062,060	△125

(*1) 売掛金に計上している貸倒引当金を控除しております。

(*2) 1年内返済予定の長期借入金は長期借入金に含めて表示しております。

(*3) 1年以内返済予定のリース債務はリース債務に含めて表示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金並びに(2) 売掛金

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 差入保証金

差入保証金の時価については、想定した貸借契約期間に基づきその将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に基づく利率で割り引いた現在価値により算定しております。なお、国債の利回りがマイナスの場合は、割引率をゼロとして算定しております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払費用、(4) 未払法人税等、(5) 未払消費税等、並びに(6) 預り金

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(7) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(8) リース債務

リース債務の時価については、元利金の合計額を同様の新規リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

2. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	477,452	—	—	—
売掛金	852,913	—	—	—
差入保証金	—	48,940	—	130,000
合計	1,330,365	48,940	—	130,000

3. 長期借入金及びリース債務の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	41,460	—	—	—	—	—
リース債務	998	1,018	1,039	1,060	358	—
合計	42,458	1,018	1,039	1,060	358	—

当事業年度（自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、必要な資金を主に自己資金で賄っております。一時的な余剰資金につきましては、安全性の高い金融資産で運用しております。デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

差入保証金は、建物を賃借するための敷金と営業取引に係る保証金であり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等は、1年以内の支払期日であります。

預り金は、そのほとんどが社会保険料等の一時的な預り金であります。

ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、設備投資に係る資金調達であり、流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の債務不履行等に係るリスク）の管理

当社は、与信管理規程に従い、営業債権について取引先別に期日及び残高を管理するとともに、入金状況について財務担当者が営業担当者に随時連絡を取っており、取引先の財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

財務担当者が、適時に資金繰りの状況を確認し、資金計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	418,850	418,850	—
(2) 受取手形	9,977		
貸倒引当金(*1)	△1		
	9,975	9,975	—
(3) 売掛金	1,034,866		
貸倒引当金(*1)	△7,969		
	1,026,897	1,026,897	—
(4) 差入保証金	178,940	178,940	—
資産計	1,634,664	1,634,664	—
(1) 買掛金	810,033	810,033	—
(2) 未払金	72,067	72,067	—
(3) 未払費用	13,590	13,590	—
(4) 未払法人税等	23,656	23,656	—
(5) 未払消費税等	91,927	91,927	—
(6) 預り金	37,742	37,742	—
(7) リース債務(*2)	3,476	3,444	△31
負債計	1,052,493	1,052,462	△31

(*1) 受取手形、売掛金に計上している貸倒引当金を控除しております。

(*2) 1年以内返済予定のリース債務はリース債務に含めて表示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

- (1) 現金及び預金、(2) 受取手形並びに(3) 売掛金

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (4) 差入保証金

差入保証金の時価については、想定した貸借契約期間に基づきその将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に基づく利率で割り引いた現在価値により算定しております。なお、国債の利回りがマイナスの場合は、割引率をゼロとして算定しております。

負 債

- (1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払費用、(4) 未払法人税等、(5) 未払消費税等、並びに(6) 預り金

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (7) リース債務

リース債務の時価については、元利金の合計額を同様の新規リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

2. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	418,850	—	—	—
受取手形	9,977	—	—	—
売掛金	1,034,866	—	—	—
差入保証金	—	48,940	—	130,000
合計	1,463,694	48,940	—	130,000

3. リース債務の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
リース債務	1,018	1,039	1,060	358	—	—
合計	1,018	1,039	1,060	358	—	—

(退職給付関係)

前事業年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を設けております。当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

当事業年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)	
退職給付引当金の期首残高	18,654千円
退職給付費用	7,537
退職給付引当金の期末残高	26,191

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

当事業年度 (平成28年12月31日)	
非積立型制度の退職給付債務	26,191千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	26,191
退職給付引当金	26,191
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	26,191

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 当事業年度7,537千円

当事業年度（自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を設けております。当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

	当事業年度 (自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)
退職給付引当金の期首残高	26,191千円
退職給付費用	5,583
退職給付の支払額	△59
役員退職慰労引当金への振替額	△11,093
退職給付引当金の期末残高	20,622

(注)「役員退職慰労引当金への振替額」は、平成29年3月に役員退職慰労金制度を新設したことに伴い、従来退職給付引当金に計上していた役員に対する要支給額を振り替えた金額です。

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

	当事業年度 (平成29年12月31日)
非積立型制度の退職給付債務	20,622千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	20,622
退職給付引当金	20,622
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	20,622

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 当事業年度5,583千円

(ストック・オプション等関係)

前事業年度(自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

当社は未公開企業であり、ストック・オプション等の単位当たりの本源的価値は0円であるため、費用計上はしていません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社役員 3名 当社従業員 17名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)1	普通株式 335株
付与日	平成29年12月27日
権利確定条件	(注)2
対象勤務期間	対象期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成31年12月14日 至 平成39年12月13日

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。

2. 新株予約権の権利確定条件は次のとおりであります。

- (1) 新株予約権の割当てを受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役及び従業員の地位にあることを要するものとする。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めないものとする。
- (3) その他の条件については、新株予約権者と締結した「第1回 新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度(平成29年12月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① スtock・オプションの数

	第1回新株予約権
権利確定前 (株)	
前事業年度末	—
付与	335
失効	—
権利確定	—
未確定残	335
権利確定後 (株)	
前事業年度末	—
権利確定	—
権利行使	—
失効	—
未行使残	—

② 単価情報

		第1回新株予約権
権利行使価格	(円)	150,000
行使時平均株価	(円)	—
付与日における公正な評価単価	(円)	—

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当社は未公開企業であることから、ストック・オプションの公正な評価単価の見積り方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっております。単位当たりの本源的価値の見積り方法は、当社株式の評価額から権利行使価格を控除する方法で算定しており、当社株式の評価方法は、修正純資産価額方式及びDCF法（ディスカунテッド・キャッシュフロー法）との折衷法によっております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみを反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当事業年度末における本源的価値の合計額

—千円

(2) 当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

—千円

(税効果会計関係)

前事業年度（平成28年12月31日）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (平成28年12月31日)
繰延税金資産	
貸倒引当金	3,108千円
未払事業税	2,842
未払費用	4,074
のれん	13,727
資産除去債務	4,730
退職給付引当金	8,019
繰延税金資産 小計	36,503
評価性引当金	△2,826
繰延税金資産 合計	33,677
繰延税金負債	
資産除去債務に係る除去費用	△2,110
繰延税金負債 合計	△2,110
繰延税金資産の純額	31,566

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当事業年度 (平成28年12月31日)
法定実効税率	33.1%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.3
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	2.2
評価性引当金の増減	△10.4
その他	△0.5
税効果会計適用後の法人税等の負担率	25.7

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以降に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。

これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の33.1%から平成29年1月1日に開始する事業年度及び平成30年1月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.9%に、平成31年1月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、30.6%となります。

なお、この税率変更による影響は軽微であります。

当事業年度（平成29年12月31日）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (平成29年12月31日)
繰延税金資産	
貸倒引当金	2,522千円
未収金	2,622
未払事業税	1,649
未払費用	1,860
のれん	6,863
資産除去債務	4,770
退職給付引当金	6,315
役員退職慰労引当金	3,903
その他	222
繰延税金資産 小計	30,731
評価性引当金	△2,486
繰延税金資産 合計	28,245
繰延税金負債	
資産除去債務に係る除去費用	△1,601
その他	△3
繰延税金負債 合計	△1,605
繰延税金資産の純額	26,639

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当事業年度 (平成29年12月31日)
法定実効税率	30.9%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	3.1
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	0.2
評価性引当金の増減	△0.2
所得拡大促進税制による税額控除	△2.2
その他	0.9
税効果会計適用後の法人税等の負担率	32.7

(資産除去債務関係)

前事業年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

イ 当該資産除去債務の概要

本社の建物の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務であります。

ロ 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から主として9年と見積り、これに対応する期間の国債利回りを割引率に使用して資産除去債務の金額を計算しております。

ハ 当該資産除去債務の総額の増減

	当事業年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)
期首残高	15,318千円
時の経過による調整額	129
期末残高	15,448

当事業年度 (自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

イ 当該資産除去債務の概要

本社の建物の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務であります。

ロ 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から主として9年と見積り、これに対応する期間の国債利回りを割引率に使用して資産除去債務の金額を計算しております。

ハ 当該資産除去債務の総額の増減

	当事業年度 (自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)
期首残高	15,448千円
時の経過による調整額	130
期末残高	15,578

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前事業年度（自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日）

当社は、インターネット広告事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日）

当社は、インターネット広告事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度（自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

当事業年度（自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度（自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度（自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日）

当社は、インターネット広告事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度（自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度（自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日）

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等に限る。）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (韓国ウォン)	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	EMNET INC.	大韓民国 ソウル特別市	5,569,019,500	インターネット広告事業	(被所有) 直接 100.0	役員の兼務 債務被保証	銀行借入に対する被保証 (注) 2	41,460	—	—

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。

2. 当社は銀行借入に対して、親会社であるEMNET INC. より債務保証を受けております。なお、保証料の支払いは行っておりません。

(2) 財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人等に限る。）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	THECOO株 (注) 3	東京都 目黒区	80,000	iCON CASTの運営、 RIPPLYの運営、iCON Suiteの運営	—	役員の兼務 営業取引	当社のインターネット広告サービスの提供 (注) 2	85,603 (注) 3	売掛金	92,451

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

取引条件は、他の独立第三者間との取引条件等を勘案して決定しております。

3. 平成28年11月1日付で就任した当社監査役の平良真人が議決権の過半数を直接保有しております。

平良真人が平成28年11月1日付で当社監査役に就任したことに伴い、関連当事者に該当することとなりました。このため、取引金額は関連当事者である期間について記載しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

EMNET INC. (韓国KOSDAQ市場に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日）

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人等に限る。）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	THEC00株 (注) 3	東京都目黒区	80,000	iCON CASTの運営、 RIPPLYの運営、iCON Suiteの運営	—	役員の兼務 営業取引	当社のインターネット広告サービスの提供(注) 2	267,976 (注) 3	—	—

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

取引条件は、他の独立第三者間との取引条件等を勘案して決定しております。

3. 平成29年6月30日付で退任した当社監査役の平良真人が議決権の過半数を直接保有しております。
平成29年6月30日付で当社監査役の平良真人が退任したことに伴い、関連当事者ではなくなっております。
このため、取引金額は関連当事者である期間について記載しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

EMNET INC. (韓国KOSDAQ市場に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)	当事業年度 (自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)
1株当たり純資産額	461.37円	602.30円
1株当たり当期純利益金額	103.19円	140.94円

(注) 1. 前事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

当事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が算定できないため記載しておりません。

2. 当社は、平成30年5月16日開催の取締役会決議に基づき、平成30年6月4日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っておりますが、前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。

3. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)	当事業年度 (自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)
当期純利益金額(千円)	82,550	112,749
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益金額(千円)	82,550	112,749
普通株式の期中平均株式数(株)	800,000	800,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	—	新株予約権1種類(新株予約権の数335個)。 なお、新株予約権の概要は「第4提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

前事業年度(自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)

(第三者割当増資による株式発行について)

当社は、平成30年1月10日付で取締役2名、株式会社Y's corporation及びイーエムネットジャパン従業員持株会(以下「割当先」といいます。)と株式投資契約を締結し、割当先に対して、平成30年1月11日付で第三者割当による新株式の発行を決議いたしました。

その内容は以下のとおりであります。

(1) 第三者割当による普通株式の発行

① 払込期日(発行日)	平成30年1月11日
② 募集株式の種類及び数	普通株式 350株
③ 発行価額(払込金額)	1株につき150,000円
④ 払込金額の総額	52,500千円
⑤ 増加する資本金及び資本準備金の額	
資本金	26,250千円(1株につき 75,000円)
資本準備金	26,250千円(1株につき 75,000円)
⑥ 募集又は割当方法(割当先)	株式会社Y's corporation 300株
	イーエムネットジャパン従業員持株会 20株
	高橋 和之 20株
	村井 仁 10株
⑦ 資金の使途	インターネット広告事業の運転資金に使用

(株式分割及び単元株制度の採用)

当社は、平成30年5月16日開催の取締役会決議に基づき、平成30年6月4日付で株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更を行っております。また、上記株式分割に伴い、定款の一部を変更し単元株制度を採用しております。

(1) 株式分割、単元株制度の採用の目的

当社株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的として株式分割を実施するとともに、単元株式数(売買単位)を100株に統一することを目標とする全国証券取引所の「売買単位の集約に向けた行動計画」を考慮し、1単元を100株とする単元株制度を採用いたしました。

(2) 株式分割の概要

① 分割方法

平成30年6月4日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有株式数を、普通株式1株につき200株の割合をもって分割しております。

② 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	4,350株
今回の株式分割により増加する株式数	865,650株
株式分割後の発行済株式総数	870,000株
株式分割後の発行可能株式総数	1,000,000株

③ 株式分割の効力発生日

平成30年6月4日

④ 1株当たり情報に与える影響

「1株当たり情報」は、当該株式分割が期首に行われたものと仮定して算出しており、これによる影響については、当該箇所に反映されております。

(3) 単元株制度の採用

単元株制度を採用し、普通株式の単元株式数を100株といたしました。

【注記事項】

(四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

(税金費用の計算)

税金費用については、当第2四半期会計期間を含む事業年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は下記のとおりであります。

	当第2四半期累計期間 (自 平成30年1月1日 至 平成30年6月30日)
現金及び預金勘定	566,848千円
現金及び現金同等物	566,848

(株主資本等関係)

当第2四半期累計期間 (自 平成30年1月1日 至 平成30年6月30日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第2四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の金額の著しい変動

当社は、平成30年1月11日付で、(株)Y's Corporation等から第三者割当増資の払込みを受けました。この結果、当第2四半期累計期間において資本金が26,250千円、資本準備金が26,250千円増加し、当第2四半期会計期間末において資本金が226,150千円、資本準備金が26,250千円となっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第2四半期累計期間 (自 平成30年1月1日 至 平成30年6月30日)

当社は、インターネット広告事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第2四半期累計期間 (自 平成30年1月1日 至 平成30年6月30日)
1株当たり四半期純利益金額	103円49銭
(算定上の基礎)	
四半期純利益金額(千円)	89,632
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る四半期純利益金額(千円)	89,632
普通株式の期中平均株式数(株)	866,133
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	—

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が算定できないため記載しておりません。

2. 当社は、平成30年6月4日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり四半期純利益金額を算定しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤【附属明細表】

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残高 (千円)
有形固定資産							
建物	22,619	—	—	22,619	13,411	2,374	9,207
工具、器具及び備品	102	—	—	102	102	—	0
リース資産	5,130	—	—	5,130	1,710	1,026	3,420
有形固定資産計	27,851	—	—	27,851	15,223	3,400	12,627
無形固定資産							
ソフトウェア	468	—	—	468	292	93	175
無形固定資産計	468	—	—	468	292	93	175

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定の長期借入金	41,460	—	0.78	—
1年以内に返済予定のリース債務	998	1,018	0.78	—
リース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）	3,476	2,457	0.78	平成31年～33年
合計	45,935	3,476	—	—

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. リース債務（1年以外に返済予定のものを除く。）の貸借対照表日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
リース債務	1,039	1,060	358	—

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	10,146	95	—	2,005	8,236
役員退職慰労引当金	—	12,746	—	—	12,746

(注) 貸倒引当金の「当期減少額（その他）」は、貸倒引当金の洗替による戻入であります。

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が財務諸表等規則第8条の28に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

① 流動資産

イ. 現金及び預金

区分	金額 (千円)
現金	760
預金	
普通預金	418,089
小計	418,089
合計	418,850

ロ. 受取手形

(イ) 相手先別内訳

相手先	金額 (千円)
JIMMY CHOO TOKYO株式会社	3,000
株式会社E C C	6,977
合計	9,977

(ロ) 期日別内訳

期日別	金額 (千円)
平成30年2月	6,610
3月	3,366
合計	9,977

ハ. 売掛金

相手先別内訳

相手先	金額 (千円)
THECOO株式会社	112,041
株式会社NEW ART	75,152
タンゴヤ株式会社	60,620
レブロン株式会社	37,675
株式会社ソレイユ	23,280
その他	726,096
合計	1,034,866

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	当期末残高 (千円)	回収率 (%)	滞留期間 (日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2} - \frac{(B)}{365}$
852,913	6,153,556	5,971,602	1,034,866	85.23	56

(注) 当期発生高には消費税等が含まれております。

② 固定資産
イ. 差入保証金

相手先	金額 (千円)
ヤフー株式会社	130,000
日本土地建物株式会社	48,940
合計	178,940

③ 流動負債
イ. 買掛金

相手先	金額 (千円)
Google, Inc.	554,264
ヤフー株式会社	157,508
Facebook Japan株式会社	36,994
L I N E 株式会社	17,192
Twitter Japan株式会社	16,685
その他	27,387
合計	810,033

ロ. 前受金

相手先	金額 (千円)
LINDT & SPRUNGLI JAPAN株式会社	10,978
株式会社かねたや家具店	5,614
株式会社アピタス	4,470
中央ベストホーム株式会社	3,165
株式会社三共サービス	2,891
その他	88,740
合計	115,861

ハ. 未払消費税等

相手先	金額 (千円)
新宿税務署	91,927
合計	91,927

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年1月1日から同年12月31日まで
定時株主総会	毎事業年度終了後3か月以内
基準日	毎年12月31日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年6月30日 毎事業年度末日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え（注）1	
取扱場所	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部
株主名簿管理人	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社
取次所	みずほ信託銀行株式会社 全国各支店 みずほ証券株式会社 本店及び全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	—
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部
株主名簿管理人	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社
取次所	みずほ信託銀行株式会社 全国各支店 みずほ証券株式会社 本店及び全国各支店（注）1
買取手数料	無料（注）2
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞社に掲載して行う。 公告掲載URL https://emnet.co.jp/notice/index.html
株主に対する特典	該当事項はありません。

- （注）1. 当社株式は、株式会社東京証券取引所への上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定です。
2. 単元未満株式の買取手数料は、当社株式が東京証券取引所に上場された日から「株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額」に変更されます。
3. 当社は、当社の株主が有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使できない旨を定款に定めております。
- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
 - (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当及び募集新株予約権の割当を受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、上場会社ではないため金融商品取引法第24条の7第1項の適用がありません。

2【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第四部【株式公開情報】

第1【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第2【第三者割当等の概況】

1【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	株式	新株予約権
発行年月日	平成30年1月11日	平成29年12月27日
種類	普通株式	第1回新株予約権 (ストックオプション)
発行数	350株 (注) 7	普通株式 335株 (注) 7
発行価格	150,000円 (注) 4、7	150,000円 (注) 5、7
資本組入額	75,000円 (注) 7	75,000円 (注) 7
発行価額の総額	52,500,000円	50,250,000円
資本組入額の総額	26,250,000円	25,125,000円
発行方法	有償第三者割当	平成29年12月13日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権(ストックオプション)の付与に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	(注) 2	(注) 3

(注) 1. 第三者割当等による募集株式の割当て等に関する規制に関し、株式会社東京証券取引所(以下「同取引所」という。)の定める規則等並びにその期間については、以下のとおりであります。

- (1) 同取引所の定める有価証券上場規程施行規則(以下「同施行規則」という。)第255条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、第三者割当等による募集株式の割当てを行っている場合(上場前の公募等による場合を除く。)には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた者との間で、書面により募集株式の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他の同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
 - (2) 同取引所の定める同施行規則第259条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当てを行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で書面により報酬として割当てを受けた新株予約権の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
 - (3) 新規上場申請者が、前2項の規定に基づく書面の提出等を行わないときは、同取引所は新規上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。
 - (4) 当社の場合、新規上場申請日の直前事業年度の末日は、平成29年12月31日であります。
2. 同取引所の定める同施行規則第255条第1項第1号の規定に基づき、当社は、割当てを受けた者との間で、割当てを受けた株式(以下「割当株式」という。)を、原則として、割当てを受けた日から上場日以後6ヶ月間を経過する日(当該日において割当株式に係る払込期日又は払込期間の最終日以後1年間を経過していない場合には、割当株式に係る払込期日又は払込期間の最終日以後1年間を経過する日)まで所有する等の確約を行っております。
 3. 同取引所の定める同施行規則第259条第1項第1号の規定に基づき、当社は割当てを受けた役員又は従業員等との間で、報酬として割当てを受けた新株予約権を、原則として割当てを受けた日から上場日の前日又は新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日まで所有する等の確約を行っております。

4. 発行価格は、修正純資産価額方式及びDCF法の折衷法により算出した価格を総合的に勘案して、決定しております。
5. 行使に際して払込をなすべき金額は、修正純資産価額方式及びDCF法の折衷法により算出した価格を総合的に勘案して、決定しております。
6. 新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については以下のとおりであります。

	新株予約権
行使時の払込金額	1株につき150,000円 (注) 7
行使期間	平成31年12月14日から 平成39年12月13日まで
行使の条件	<p>① 新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役及び従業員の地位にあることを要するものとする。</p> <p>② 新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めないものとする。</p> <p>③ その他の条件については、新株予約権者と締結した「第1回新株予約権割当契約書」に定めるところによる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡は、行ってはならない。

7. 平成30年5月16日開催の取締役会決議により、平成30年6月4日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行っておりますが、上記「発行数」、「発行価格」、「資本組入額」及び「行使時の払込金額」は当該株式分割前のものを記載しております。

2【取得者の概況】

株式

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
株式会社Y's corporation 代表取締役社長 山本 臣一郎 (戸籍上の氏名: 安中 臣一郎) 資本金 0百万円	東京都千代田区平河町一丁目6番15号 USビル8F	資産管理	300	45,000,000 (150,000)	特別利害関係者等(当社代表取締役が議決権の過半数を自己の計算において所有する会社、大株主上位10名)
イーエムネットジャパン従業員持株会 理事長 深本 真理	東京都新宿区西新宿6-10-1	当社の従業員持株会	20	3,000,000 (150,000)	特別利害関係者等(大株主上位10名)
高橋 和之	東京都練馬区	会社役員	20	3,000,000 (150,000)	特別利害関係者等(大株主上位10名、当社の取締役)
村井 仁	東京都目黒区	会社役員	10	1,500,000 (150,000)	特別利害関係者等(大株主上位10名、当社の取締役)

- (注) 平成30年5月16日開催の取締役会決議により、平成30年6月4日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行っておりますが、上記「割当株数」、「価格(単価)」は当該株式分割前のものを記載しております。

新株予約権の付与（ストックオプション）

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
山本 臣一郎 (戸籍上の氏名： 安中 臣一郎)	東京都千代田区	会社役員	150	22,500,000 (150,000)	特別利害関係者等（当社代表取締役、大株主上位10名）
高橋 和之	東京都練馬区	会社役員	60	9,000,000 (150,000)	特別利害関係者等（大株主上位10名、当社の取締役）
村井 仁	東京都目黒区	会社役員	50	7,500,000 (150,000)	特別利害関係者等（大株主上位10名、当社の取締役）
文字 佑子	東京都板橋区	会社員	7	1,050,000 (150,000)	当社の従業員
斎藤 明	東京都世田谷区	会社員	7	1,050,000 (150,000)	当社の従業員
見谷 亮平	東京都渋谷区	会社員	6	900,000 (150,000)	当社の従業員
芳村 勇希	東京都目黒区	会社員	6	900,000 (150,000)	当社の従業員
浜川 智嗣	東京都狛江市	会社員	5	750,000 (150,000)	当社の従業員
桜井 彰人	東京都中野区	会社員	5	750,000 (150,000)	当社の従業員
須田 瑞子	東京都世田谷区	会社員	4	600,000 (150,000)	当社の従業員
新野 絵里佳	神奈川県横浜市神奈川区	会社員	4	600,000 (150,000)	当社の従業員
宮田 麻衣	東京都杉並区	会社員	4	600,000 (150,000)	当社の従業員
志田 奈々	東京都渋谷区	会社員	4	600,000 (150,000)	当社の従業員
増井 裕香	東京目黒区	会社員	4	600,000 (150,000)	当社の従業員
深本 真理	東京都町田市	会社員	4	600,000 (150,000)	当社の従業員
吉川 将平	東京都杉並区	会社員	3	450,000 (150,000)	当社の従業員
永田 知也	東京都渋谷区	会社員	3	450,000 (150,000)	当社の従業員
阿部 到	東京都世田谷区	会社員	3	450,000 (150,000)	当社の従業員
粕谷 直輝	埼玉県所沢市	会社員	3	450,000 (150,000)	当社の従業員
湯川 准太	東京都新宿区	会社員	3	450,000 (150,000)	当社の従業員

(注) 平成30年5月16日開催の取締役会決議により、平成30年6月4日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行っておりますが、上記「割当株数」、「価格(単価)」は当該株式分割前のものを記載しております。

3【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	株式総数に対する所有株式数の割合(%)
EMNET INC. ※1、2	大韓民国ソウル特別市九老区九老洞182-4	800,000	85.38
株式会社Y's corporation ※2、5	東京都千代田区平河町一丁目6番15号 USビル8F	60,000	6.40
山本 臣一郎 (戸籍上の氏名: 安中 臣一郎)※3	東京都千代田区	30,000 (30,000)	3.20 (3.20)
高橋 和之 ※2、4	東京都練馬区	16,000 (12,000)	1.71 (1.28)
村井 仁 ※2、4	東京都目黒区	12,000 (10,000)	1.28 (1.07)
イーエムネットジャパン従業員持株会 ※2	東京都新宿区西新宿6-10-1	4,000	0.43
文字 佑子 ※6	東京都板橋区	1,400 (1,400)	0.15 (0.15)
斎藤 明 ※6	東京都世田谷区	1,400 (1,400)	0.15 (0.15)
見谷 亮平 ※6	東京都渋谷区	1,200 (1,200)	0.13 (0.13)
芳村 勇希 ※6	東京都目黒区	1,200 (1,200)	0.13 (0.13)
浜川 智嗣 ※6	東京都狛江市	1,000 (1,000)	0.11 (0.11)
桜井 彰人 ※6	東京都中野区	1,000 (1,000)	0.11 (0.11)
須田 瑞子 ※6	東京都世田谷区	800 (800)	0.09 (0.09)
新野 絵里佳 ※6	神奈川県横浜市神奈川区	800 (800)	0.09 (0.09)
宮田 麻衣 ※6	東京都杉並区	800 (800)	0.09 (0.09)
志田 奈々 ※6	東京都渋谷区	800 (800)	0.09 (0.09)
増井 裕香 ※6	東京都目黒区	800 (800)	0.09 (0.09)
深本 真理 ※6	東京都町田市	800 (800)	0.09 (0.09)
吉川 将平 ※6	東京都杉並区	600 (600)	0.06 (0.06)
永田 知也 ※6	東京都渋谷区	600 (600)	0.06 (0.06)
阿部 到 ※6	東京都世田谷区	600 (600)	0.06 (0.06)
粕谷 直輝 ※6	埼玉県所沢市	600 (600)	0.06 (0.06)
湯川 准太 ※6	東京都新宿区	600 (600)	0.06 (0.06)
計	—	937,000 (67,000)	100.00 (7.15)

(注) 1. 「氏名又は名称」欄の※の番号は、次のとおり株主の属性を示します。

※1 特別利害関係者等(当社の親会社)

- ※2 特別利害関係者等（大株主上位10名）
 - ※3 特別利害関係者等（当社の代表取締役）
 - ※4 特別利害関係者等（当社の取締役）
 - ※5 特別利害関係者等（当社の代表取締役が議決権の過半数を自己の計算において所有する会社）
 - ※6 当社の従業員
2. （ ）内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。
3. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

平成30年8月10日

株式会社イーエムネットジャパン

取締役会 御中

P w C あらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 池之上 孝幸
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 鈴木 直幸
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社イーエムネットジャパンの平成28年1月1日から平成28年12月31日までの第4期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社イーエムネットジャパンの平成28年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

平成30年8月10日

株式会社イーエムネットジャパン

取締役会 御中

P w C あらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 池之上 孝幸
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 鈴木 直幸
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社イーエムネットジャパンの平成29年1月1日から平成29年12月31日までの第5期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社イーエムネットジャパンの平成29年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

平成30年 8月10日

株式会社イーエムネットジャパン

取締役会 御中

P w C あらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 池之上 孝幸
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 鈴木 直幸
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社イーエムネットジャパンの平成30年1月1日から平成30年12月31日までの第6期事業年度の第2四半期会計期間（平成30年4月1日から平成30年6月30日まで）及び第2四半期累計期間（平成30年1月1日から平成30年6月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書、四半期キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社イーエムネットジャパンの平成30年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。
2. X B R L データは四半期レビューの対象には含まれていません。

